

---

平成27年 第24回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

平成27年 6 月 14 日 (日曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成27年 6 月 14 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	須山りつ子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	矢野 孝一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	平田 栄一
会計課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	佐田 裕子	総務係長	……………	堀内 智史
財政係長	……………	早川 正一			

---

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。本日は傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから平成27年第24回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（長野 正明） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、3番、後藤晴一議員、発言席からお願いします。後藤議員。

#### **3番 後藤 晴一議員 質問事項**

##### **1. 行政区の設置と区長の職務について**

##### **2. 住民協議会の第3次答申「地域自治体と行政の役割」について**

○議員（3番 後藤 晴一） 皆さん、おはようございます。3番、後藤晴一でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

質問事項は、大項目の2問、5項目でございます。

大項目の1つ目は、行政区の設置と区長の職務について、2つ目は、住民協議会から3月29日に第3次答申「地域自治体と行政の役割」と題して出されたことに関連して質問させていただきます。

では、早速、質問に移りますが、大項目、行政区の設置と区長の職務については、大刀洗町行政区の設置に関する規程に基づき、行政区の区域と区長が設置されているところでございます。これに関連して、4項目に分けて、町長に3項目、教育長に1項目ですが、質問いたします。

町長にお尋ねいたしますが、行政区の設置については、規程によると、能率的な行政の確保を図るため、25の行政区を設け、行政と地域自治組織と連絡調整を図りながら、住民福祉の増進に努めることとされております。この規程は昭和58年の制定ですから、32年の経過をいたしております。

行政区の設置については、当初は生活、産業の関連から、地域地縁組織の集落を中心に設置されたのではないかと考えられますが、今日の社会経済の変化・発展から、行政区間の隣組数、戸数、人口も大きな差が出てきております。

行政区の設置は、能率的な行政の確保となっておりますが、当初の意味合いからは大きく変わってきているのではないかと思います。このことを行政としてどう受けとめられているのか、ま

ずお伺いしたいと思います。

次に、同じく町長にでございますが、近年、区長の職務が増加傾向にあると聞きます。その職務は規程により13項目にわたり示されておりますが、さらに校区センターの職務が区長の充て職、あるいは抱え職としてプラスされています。その状況をどう認識し、把握されているのか。

また、毎週配付の伝達・広報部数がふえる傾向にあると聞いておりますが、その状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、教育長にお尋ねいたしますが、6月の6日に小郡市野球場で開催のプロ野球ウエスタンリーグ公式戦のチラシ配付及びポスターの掲示について、各区長宛てに教育長から依頼がっております。このことについて、先ほど申し上げました規程による判断かどうかをお伺いしたいと思います。

次に、規程第6条の区長の職務が示されておりますが、この条文を見てみると、委嘱を受けた区長は、町行政と地域自治組織との連携を図り、区住民の福祉の増進に努めることと、おおむね次の各号に係る業務を行うと、そして13号の各号、1号の地区内居住者確認に関することから、官民境界に関すること、道路・河川に関すること、一般文書広報に関すること等13項目に、その他町長が特に依頼する事務に関することと示されております。

非常に広範な範囲になっておりますが、行政区の状況に違いがあると思ひますが、区長業務は、これから大刀洗もいよいよ高齢化社会を迎え、大変な担いを担っていただくことになると思ひますが、現実的な問題を分析し、具体的にわかりやすくすべきと思ひますが、その辺のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

以上で、第1項目を終わります。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、後藤議員の質問にお答えをいたします。

まず1番目、行政区の設置についての御質問であります。町政の推進においては行政区の役割は大きく、とりわけ本町区長の皆様におかれましては、率先して行政区をまとめていただいていることに大変感謝をいたしております。

まず、効率的な行政の確保と言えるのかについては、現在、本町行政区の隣組数は多いところで18組、少ないところで2組、戸数は多いところで607戸、少ないところで31戸であります。地域によっては、時代の変遷とともに人口の大幅増や減少、新興住宅地開発、賃貸アパートの増加により、各行政区の人口、戸数にばらつきが出ていることは確かであります。

しかしながら、行政区の運営については、単純に戸数などで線引きするのではなく、各区独自で役員編成などを考えていただき、地域の特性を生かされた運営が行われることが望ましいと思ひております。

町といたしましても、今後とも行政区長と協議しながら、より効率的に行政区運営が行われるよう進めてまいりたいと考えます。

ちょっと後藤議員にお尋ねしたいんですけど、よろしいですか。質問を聞いたけど、余りよくわからなくて。要は、ばらつきがあって、はっきり言えば北鶴木は物すごく多くなったから、どうかしろということですか。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） どうにかしろということですが、やはりこれだけ、さっき北鶴木とおっしゃいましたけれども、このことを考えますと、やっぱり何か町としての対応、あるいは指導なり、それは必要かと思えます。そういう意味で、今回、質問をしよるわけですが、

○町長（安丸 国勝） 毎年、新旧区長会が開催されて、各担当部署からいろいろな仕事をこういうふうにしてやりますから、お願いしますということで協議しているんですね。そこで、多い少ない、いろいろある、各区ともね。はっきり言って、費用も違うわけでしょう。均等割と、それから人口割で分けているし、ですからはっきり言って、おたくみたいに多いところは区長の費用も高いわけですね。ですから、その中でやりくりをしてもらわないと、それを行政のほうにどうかしろというのは、それはちょっとおかしいんじゃないですかね。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 今、それはおかしいということをしていただきましたけど、やはりやり方もいろいろ考えればあると思えます。例えば、今のままでいけば、広報部数が多くなるとか、あるいは人口が多くなるとか、当然にそれは行き詰まりが来るわけです。

そういう中で、例えば13項目にわたる事項を分析して、そして依頼の内容がどういうものがあるかないか、あるいはそういうことを分析して、そしてその組織体制を組むとか、行政の役割として。ただ単に、いろんな各課にわたっていると思えますけど、それが来たからといって、それを直接区長にこれをお願いします、配付をお願いします、これではどうしても行き詰まると思えます。そういうことで、今回の質問をしているわけですが、

○町長（安丸 国勝） 後藤さんの言い方でいくと、少ないところはそうしたらどうしたらいいですか。少ないところは再編するんですか。

○議員（3番 後藤 晴一） ですから、そういうところは、少ないところもあります、確かに。そういうところはちゃんと区分をして、一元的にはいかないと思えますから、それで十分今は間に合っているところもあると思えます。

例えば、多いところは新たな組織体制を組むとか、大刀洗はNPO法人とかがなかなか組めるような状況を今まで聞いたことはありませんけど、そういう組むシステムを考えていただくとか、

そういうことはあると思います。

必ず区長にやっていただかないといけない業務は、また別個、そういう分析の中で分析していただいて、きちんと戸数の多いところ、人口の多いところ、あるいは隣組の多いところ、少ないところ、こういうことで分けていただけることはできると思います。

○議長（長野 正明） 非常に議論も白熱していますけども、議長の許可を求めた後に発言をお願いいたします。

安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、はっきり言って、そういういろいろ要望が出るのは北鶴木だけなんですね。昔、山隈区が物すごく多くなって2つに分けたことから、今、北山隈と山隈区と2つあります。

だから、そういうところで、それは行政が主導してやったんじゃないで、地元の皆さんたちが協議して、そういうふうな形にしたわけですから、だからもしそういうことであれば、そういう例もありますから、そういうのを参考にして、2つに分けるとか3つに分けるとか、そんなふうにしていただいたらどうでしょうか。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） その辺の各行政区による世帯数の割合とか、隣組の数とか、先ほどもちよっと御紹介がありましたけれども、確かに菊池校区は4行政区ありますけれども、そのうちの400台が1区、500台が2区、300台が1区ですかね、そういうふうに菊池校区は非常に偏っております。

ただ、これは、町長がさっきおっしゃったような北鶴木だけの問題ではないと思います。いずれは、今の状況を見ていただければわかるように、賃貸住宅等もふえております。ですから、その辺の状況はきちんと踏まえていただいて、そして先ほど言いましたように、必ず区長にお願いしたい項目、あるいはそれ以外に何か対応ができるところ、そういうことをちゃんと整理すべきだと私は思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 行政区のことは、区長会とも協議しないと、議員のあなたと協議してから決めるわけにはいかないので、だから余りそこら辺は立ち入ってほしくないと思うんです。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 当然、それは行政区の区長会とも詰めていただかなければならないし、別に私との対話の中でやってくれと言っているわけではございません。ですから、その辺はそういう段階を踏みながら、やっぱりきちんとした皆さんが納得するような方向でやっていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当のほうにも、区長さん方となお一層きっちりと協議をするように指導します。

それから、次の校区単位の職務が区長の抱え職としてプラスされていること、毎週配付の伝達・広報部数がふえる傾向にあるということですが、従来、校区センター管理運営委員会の構成員として、区長の皆様に御協力いただいていることは認識をしております。

校区単位の職務、校区センターの運営などに関しましては、その役員選任も各地域で行っていただいておりますが、各区役員の皆様に協議いただき、区長の負担が大きいと思われる校区に関しては、抱え職と言われる職を軽減するなど考慮すべきと考えます。

次に、毎週配付の伝達・広報部数がふえる傾向にあるという件に関して答弁します。

区長の皆様の業務には、一般文書広報に関するものとあり、平成26年度までは毎週金曜日に配付物をお願いしておりました。特に、年末年始、年度初め、広報配付時などどうしても配達物が多く、区長の皆様には大変な御負担であると思えます。そこで、文書配付に関する区長業務を軽減するため、本年度より配付業務を月1回、第3金曜日ですけれども、減らしておるところであります。

一方で、町としましても、各種情報の周知徹底が重要な課題となっており、インターネットなどで提供しましても全体的には行き届かず、そのためチラシなどを全戸配付して周知を図っておるところです。

今後も、配付物に関しまして、全戸配付の必要性の有無や有効な周知に関するものを、各部署と協議しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） せっかくここに、これは5月1日の配付物に関連して分析された結果が出ておりますので、それをちょっと紹介いたしますと、いわゆる回覧が6種、それから全戸配付が6種の計12種、部数にして全体で5,500でございます。これを作業時間のほうで見ますと、配付準備にかかわる時間が7時間、配付に要する時間が8時間30分、計の15時間30分かかったという、これは実績に基づくものです。これが出ております。

それから、配付物の中に、回覧であるのに回覧という表示がないもの、これは全部区長が補わなければなりません。

それと、複数枚あって製本が必要なもの、製本がないものもあったということでございます。そのあたりも、やはり区長が配付準備の中で進めているということになっております。

そのあたりは、体制の問題であるのか、関係各課との連携がうまくいっていないのか、この辺



かどうかということもございます。その辺も、配付前にできることはきちんとしていただく、そういうことも必要ではないかと思いますが、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かに、そういう注意しなければいけないというか、前もってもったきっちりする必要はあるかもしれません。

ただ、区長1人でやるというふうに考えてもらうと、困るとですよね。よそはいろいろお手伝いをお願いして、分担してやったりしているわけですから、だからそれを1人で何時間やったとかいって、それを言ってもらっても困るんですね。

○議長（長野 正明） 後藤議員に申し上げます。質問は大項目ごとになっておりますので、1回目の質問につき答弁をしていただいた後に再質問を受けるようにいたします。よろしいですか。

後藤議員、大項目ごとで通告がされております。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 当初に、私もそう申し上げました。しかし、途中で町長のほうからお尋ねがございました。そういうことで、お答えをしたわけでございます。

○議長（長野 正明） じゃ、通告どおりでよろしいですね。

それでは、倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、ウエスタンリーグにかかわる御質問ですけれども、ウエスタンリーグ公式戦チラシ配付及びポスター掲示につきましては、小郡市の教育委員会の教育長名での公文書で町内全戸分の配付依頼がございまして、近隣市町村との連携・協力を行うとともに、町民に対する社会教育活動とスポーツ振興の一環と考えまして、区長便にて配付をお願いしているところでございます。

なお、小郡市に対しても、本町から行事の広報配付依頼など、またさまざまなスポーツ用具の借用をお願いしている、そういう経緯もございまして、今後とも相互の連携を図る必要があると考えておるところでございます。

規程によるかどうかにつきましては、先ほどから出ております大刀洗町行政区の設置に関する規程第6条8号、教育に関すること及び13号、その他町長が特に依頼する事務に関することにより、判断しているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） それでは、続きまして、④の答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 最後に、区長の職務について、規程第6条の趣旨は、町行政全般に関して、地域の諸問題に関する連絡調整などを行えるよう定めております。区長の職務内容については、新旧区長会において各部署から説明を行っております。

また、具体的な職務遂行においては、担当課と連絡をとり合いながら進めていただいております。

すので、引き続き各区長の御理解を得ながら、町行政の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） まず、3項の教育長にお答えいただいたことについてでございます。

これは自治体間の協力というか、一致した行政推進というようなこともあると思いますけれども、このことに対して、ただ依頼文は、小郡市教育委員会から依頼があったので、よろしく願いしますと。そこは一般住民の方には見せていないと思いますけど、一般住民の方のとり方としては、野球のそういうふうなウエスタンリーグの試合のことについての通知、これは見方によっては営利というとり方をされます。

それから、チラシの冒頭関係の広告宣伝費用をその中に使ったということでもございましたけど、それも一緒についておりました。

ですから、区長ではなくて一般住民の方から、そういうふうな営利的なものまで行政はやるのか、もし自治体間のそういう日ごろからの協力体制というか、そういうのがあれば、私は教育委員会だけの問題じゃなくて、自治体間でちゃんと対応していただいてやるべきではないかと思えますけども、その辺はどうでしょうか。その辺は町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 依頼する文書をもっと丁寧にしておけばよかったのかなというふうには聞いています。ですから、小郡市から、小郡市とはいろいろ共同でやっている仕事もあるし、向こうから頼まれたものを、そんなものを簡単に断るわけにいかんですし、うちもお願いすることはあるわけですから、ですからちょっと依頼文とか、そこ辺のことは考え直す必要があるでしょうけど、余りそこら辺は強く言わないでいただきたい。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 自治体間にとってはそういうこともあると思いますけれども、一般町民の方がチラシだけを見たら、さっき私が紹介したようなことを、いろんなことを何うわけです。ですから、その辺は、ただ依頼があったので配付方をお願いしますではなかなかわからない、一般住民の方は理解してもらえない、そう思います。

そういうことで、先ほど町長もおっしゃいましたので、そういうことを今後、これは何年続いているかちょっとわかりませんが、前にもちらっと聞いたことがあります、ウエスタンリーグのチラシについては。その辺の段階から、一応そういう住民の声はあったと思いますので、もう一つそれを踏み込んで、町長も今後慎重にやるというようなことをさっきお答えいただきましたので、その辺をよろしく願いしたいと思います。

それから、この件に関して、先ほど4項目め、13項目の内容、これについては行政的なものと地域自治組織によるような事業と考えられると思います。ですから、その辺は、ほかの自治体ではその辺をちゃんと区分して、区長にお願いすることは広報、チラシとか、あるいは衛生組合に関することとか、いろいろきちんと書いてあります。それをきちんと整理された行政区もあります。

そういうことを整理しないと、今後、質問の中で申し上げましたように、今から先は高齢化社会も参ります。区長の職務はどんどんふえる傾向にあると思います。そういうところで、もう一度見直していただいて、そしてわかりやすく、それから区長さん方が納得されるような、そういう項目にしていきたいと思います。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 先ほどのウエスタンリーグに関してですけれども、これは自治体同士の協力関係ということもありますけれども、これを楽しみにしていच्छる方も実はおられるわけで、全員が営利企業だということでおच्छっているわけではありませんし、御存じのように、筑後地区にソフトバンクの第2軍が拠点を置きますことで、筑後地区の自治体全体として盛り上げていこうと、そして活性化につなげようという方向性もございますので、金銭が発生するから、それは教育委員会は一切タッチしてはならんということではないのではないかというふうに思いますし、我々がコンサートをお願いをするときでもお金は発生しているわけですね。これは自治体間の交流で、地方創生の1つでもあるというふうに私は思っておりますので、確かに異論があることもあるでしょうけれども、異論があるからといって、いきなり直ちに中止すべき、そういう話ではないのではないかというふうに思っております。

○議長（長野 正明） その前に、先ほど区長の職務規程の13項目について、見直しをする考えはないかという質問についての答弁を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 地域振興課、矢野でございます。後藤議員の質問に答弁をいたします。全般的に答弁をしたいというふうに思います。

私は役場に入りまして約30年ぐらいになりますが、役場の仕事も複雑化してきておりまして、それに伴いまして、確かに区長さんをお願いする文書とか、お願いする項目につきましても複雑化を当然してきております。

それで、当初は文書配付が週に2日ほど、例えば火曜日とか水曜日で2日ほどございました。区長さんからの要望で、それは週に2日とか束縛されるのは大変だからということで、週に1日、金曜日だけ、そして今回、第3金曜日を外したという、そういった経緯がございます。役場といたしましても、そういった配慮をしてきておりますが、今、議員さんがおच्छいますように、文書が多くて大変御迷惑をおかけしているというふうに思います。

私は地域振興課で各課の文書を取りまとめておりますので、そういったところは各課連携をとりまして、必要がない文書につきましては、必要があるから出すんでしょうけども、比較的少なくするというような方向で調整をしてみたいというふうに思います。

それから、13項目のことにつきましてですが、これにつきまして各部署と協議を行い、担当課が具体的にわかりやすくしたほうが業務がスムーズにいくということであれば、この規程を見直して、項目をふやすという方向で見直していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 項目は、今の項目でも、ほとんど考えようによっては全部網羅しているわけですね。しかし、長年の経過が過ぎてきて、主な伝達物、主な地域事業に対する指導、こういうことはある程度把握されているのではなからうかと思えます。そういうものをきちんと表示していただいて、初めての場合はやむを得ないでしょうけれども、長年やってきたものの中には毎年毎年同じことが出るとか、そういうのはきちんと明示していただき、あるいは項目の別紙に表示するとか。

確かに、区長質疑のとき、各課の業務は微に入り細に入り業務の紹介がっております。しかし、業務の紹介だけではなくて、そういう区長が行うべき業務、それはきちんと表示していただけたらいいのかなというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 13項目を見ると、何でも入っているから大変なんですね。ですけども、日ごろの業務の中で、これとこれとこれとか、別に表示する必要があるのかなと思うんですね。大体ずっと毎年、同じようなことをやっていっているんで、区長の引き継ぎでそういうことはちゃんとされているんじゃないかと思うんですね。それを何か文書化しなければならないというのはどうかなと思うんですけどね。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 町長も御存じかと思えますけれど、今、非常に地域においては役を引き受ける方というのが、非常にその選任さえも苦慮しております。ですから、そのあたりからどうしても年齢的にもある程度一定の社会生活を送られた方、あるいは年をとった方、そういうことにいきがちになりがちです。ですから、そういう中で、いろいろ体調が悪くなったりという方もおられます。引き継ぎがどうしてもうまくいかないということもございます。

そういうことで、せっかく地域振興課ができておりますし、そういうところで相談があった場合は丁寧に応対していただいて、こういう方法もあるよとか、そういう指導もいただいたらどうかなと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、答弁をいたします。

そういったところを含めたところで、区長会長さんたちと協議しまして、どういった方向で区長の仕事というのを認識していただくかということと協議して、そういった場を設けたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 私は、ここでいろいろ申し上げるよりか、そういう区長会議の中でいろいろと出していただくとか、あるいは先ほど言いましたように、戸数の多い少ない、人口が多い少ないによっても違いますから、ある程度グループ分けをした形でそういう場を持っていただくとか、今後、それを研究してみるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第1項目はこれで終わりますけれども、次に第2項目の住民協議会の第3次答申「地域自治体と行政の役割」と題して出されましたが、このことをどう町の発展、住民の福祉増進につなげていくかということは考えていかなければならないと思ひます。このことをまちづくりの喫緊の課題として生かしていかなければならない。

その中で、住民の方々の住民生活の枠組み、いわゆる校区、行政区、隣組があり、行政執行という形では、第1項目でも申し上げましたように、行政区が設置されております。

そこで、答申の中で気になるのが、答申の前文に示されておりますけれども、「全てのテーマで共通して言えることは、行政側の情報の整理の不十分さや、そもそも全体像が把握できていないケースが多く見られた。私たちが考え、議論するための最低限の環境整備は、行政にしかできないことである。」と。「今後、全体像の把握や情報の提供の仕方などについて見直していただきたい。」、これは、住民協議会の今後の運営について、意見が出されていると思ひます。

このことについて、行政としてはどう捉えてあるか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） ちょっとその前にお尋ねしたいことがありますけど、いいですか。

○議長（長野 正明） どうぞ。

○町長（安丸 国勝） 後藤議員、この答申は、最初のほうは今言われたけど、最後のほうもちゃんと見られたか。参加された方たちがどういうふうな思いであったかとか。

○議員（3番 後藤 晴一） はい。

○町長（安丸 国勝） それならいいです。

じゃ、お答えします。

答申の行政側の情報整理の不十分さや、そもそも全体像が把握できていないという指摘に関しましては、協議会において業務内容の説明などに不十分な点があったと考えておりますので、今後の協議会運営に生かしてまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の町の役割、区の役割、そして校区センターの役割説明が不十分であるとの指摘につきましては、今後、地域づくりに関しての方針などを定め、行政区や校区センターを中心にしたまちづくりの方向性を示してまいりたいと思います。

今後、スムーズな運営を行っていくためには、役場全体の部署間で情報を共有し、連携を図っていく必要がありますので、各部署が密に連携し、行政区や校区センターとの協議を行っていきたいと考えております。

それから、もう一つ、質問させてもらっていいですか。

○議長（長野 正明） どうぞ、安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 住民協議会に、後藤さん、何時間ぐらい出てもらったか、ちょっと答えてもらっていいですか。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 何時間というか、時間数は別に意識はありませんけれども、できる限り、ほかの業務がありますから、もし用があるときは途中から外れたこともありますけれど、前に町長が、私は何かのほかの質問を出したときに、住民協議会に出てこられますかという質問もいただいたことがあります。

それ以来、できる限り私は住民協議会に顔を出して、そして皆さんの意見とか、あっている状況、それから行政区側のそういういろんな対応、答弁内容等を聞かせていただきました。その辺は、私は承知していると思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） わかりました。

それで、そういうちゃんと見ていただいている御指摘であればあれですけど、ただ協議会の答申だけを見て言われているのではちょっとどうかかなと思って、お尋ねしたところです。

もともとこれは、住民協議会というのは白か黒かを出すような場ではないと、当初からそう考えています。いろんな意見をなるべく多く出していただいて、その中から行政に反映させられるものは反映していきたい。

3月の予算の特別委員会のときも、大分いろいろ指摘されています。日ごろ、ほとんど何も行政とか、校区単位のあれでも関係していない人がいろいろ意見を言って、そんなもので大丈夫かというような指摘もされていますけれども、私は今の地方自治が非常に問題なのは、投票率がどんどん下がっていますよね、この間の選挙もありましたけど。だから、それはみんなが関心を持

たないようになってしまっているから、だからそこが問題だと思うんですね。

ですから、住民協議会みたいなものを毎年やって、例えば50人ずつでも委員の方が参加してもらえれば、その方たちは非常に関心が高くなる、いろんなことに関して。そういうことを毎年積み重ねていけば、大分大刀洗町は変わっていくのではないかなと、そういうことを非常に期待しています。

確かに、いろいろ協議をやると、担当者のレベルといいますか、そこら辺までもともとやっていなかったことですから、ちゃんと答えられないとか、もっと準備をしておけばいいのにといいようなことがいろいろあったと思いますけども、これをやっていくことで職員のレベルもだんだん上がっていくと、そのように私は思っています。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 私もその辺あたりのことは認識いたしておりますけれども、答申の内容を見ましても、それをみんな行政で受けとめて実践に移していくというのは、それは難しいことです。

しかし、骨組みがありますよね、いろんな地域づくりとか、行政の執行のやり方とか。大刀洗は、校区センターがあり、行政区があり、それから隣組があると。こういうのを区分だけは、どういう目的でそれを校区センターの業務として捉えていくのか、あるいは行政区の業務として捉えていくのか、その辺の整理だけはきちっとやっていただきたい、そういうふうに考えます。

これは、住民協議会の中でも、校区センターでは何ぼしていいのかわからんとかいう意見も出ました。これは基本・基礎的なことだと思います。その辺はしっかり考えていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、答弁をいたします。

町長の答弁にもありましたように、今後、地域づくりに関しまして、行政区のあり方、校区センターのあり方、それから行政のあり方ということ、実施方針的なもので示していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 今後、検討されるということでの答弁でございますので、今後、住民協議会で出たこと、また私がここで申し上げたこと、いろんなことを考えていただいて、検討していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで後藤晴一議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（長野 正明） 次に、7番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いします。安丸議員。

7番 安丸眞一郎議員 質問事項

安全・安心の街づくりの観点から次の点について問う

1. 空き家対策について
2. 今村天主堂が国指定重要文化財となったことについて
3. 菊池連絡所のあり方について

○議員（7番 安丸眞一郎） 議席番号7番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、安全・安心の街づくりの観点から大きく3点、質問を申し上げたいと思います。

なお、進め方については、大項目ごとに質問を行っていきたいというふうに思います。

まず1点目は、空き家対策についてであります。

全国的にも問題となっている適正に管理されていない空き家等は、防災、衛生、また景観などの面から、周辺住民に深刻な影響を及ぼしております。大刀洗町においても、年々増加傾向にあります空き家等の対策として、昨年9月議会で空き家等の適正管理に関する条例を制定し、10月1日より施行してきたところであります。

空き家等の対策については、条例化で一步前進したというふうに理解しておりますが、必ずしも実効性のある条例となっていないがゆえに、解決に至っていないところもあるんじゃないかというふうに思っております。

そのような中に、倒壊のおそれがある空き家等を強制的に撤去できることなどを盛り込んだ空き家等対策の推進に関する特別措置法が、去る5月26日に全面施行されました。

これから梅雨本番を迎え、長雨、あるいは豪雨、また台風など強風によって、倒壊や瓦・壁材などが周辺に飛散し、通行人等を負傷させないか、心配しているところであります。

そこで、以下4点について問うものであります。

まず1点は、町内の空き家は何件あるのか。

次に、昨年、条例制定をしましたが、改善できた空き家は何件あるのか。

3点目は、危険を及ぼすおそれのある特定空き家、条例的には管理不全な状態の空き家というふうに定義づけされておりますけれども、その空き家に対する対応状況はどうなっているのか。

4点目として、このたびの特別措置法の全面施行によって、要件を満たせば行政代執行も可能となりましたが、町内の管理不全な状態の空き家、いわゆる特定空き家等に対する対応について、町長の考えを問うものであります。

以上で、1点目の質問を終わります。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。



○町長（安丸 国勝） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の町内における空き家は何件あるかについてであります。昨年10月に空き家等の適正管理に関する条例を制定するに当たり、平成25年10月に区長へ依頼し調査した空き家件数は122件、そのうち危険な状態の家屋は41件と把握しております。

2点目の条例制定後、改善できた空き家は何件あるかについてであります。条例の制定を受け、まず苦情などがあり、管理不全な状態の空き家等について、適正管理台帳に9件登載したところでもあります。そのうち、家屋の状況の改善が2件、敷地内の雑草の繁茂に関して改善したのが3件、害虫駆除に関しては1件改善しております。

3点目の危険を及ぼすおそれのある特定空き家等に対する対応状況についての質問ですが、先ほども申しあげました9件の空き家等について、条例に基づく指導文書を送付したのが2件、適正管理について文書や電話でお願いしたのが5件、対応しております。また、残る2件は相続人が未確定と、所有者住居不明であります。

最後に、4点目の特別措置法の関連規定が施行され、行政代執行も可能となったことを受けた町内の危険な空き家への対応について答弁します。

御承知のとおり、ことし5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、国は基本指針、市町村は空き家等対策計画を策定することとされました。また、これに先立ち、県と市町村、関係団体で構成される空き家対策連絡協議会が設立されています。

今回の特別法施行により、特定空き家については一定の手続を経て行政代執行が可能となりましたが、何を特定空き家とするかの基準については、現在、協議会において統一的な基準を作成しているところですので、その内容を踏まえ決定したいと考えております。

また、市町村ごとに定める空き家等対策計画についても、協議会での結論を踏まえ、今後、策定してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、町内の危険な空き家への対応については、費用面での課題なども依然としてございますが、今回の法施行で、空き家の適切な管理が所有者、管理者の責務とされたことも踏まえ、まずは所有者、管理者の方々に周囲に及ぼす危険性などをしっかり説明し、粘り強く改善を促してまいりたいと考えております。

この4番目ですけど、一番問題のところの本郷の酒屋さん、あれが片づいて本当によかったと思っていますんですけど。あとは下高橋の交差点のところ、一番目立つところですけど、これはずっと今までの担当のほうから話を聞くと、ずっと持ち主に対して働きかけているんですね。だけど、一番困るのは、金がないと言うんです。それで終わりなんですね。だから、そこ辺の問題があるんですね。

これは、今も言ったように、金銭面での問題があるんですね。これを全部行政が立て替えてい

たら大変なことになってしまうんですね。だから、そこ辺の問題があるので、非常に難しいところだというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ただいまの町長答弁に対して、幾つか再度質問したいと思います。

まず、先に4点目の関係、これは確かに今言われました具体的な本郷の件は解消できて、それは大変いいというふうに思います。もう一件、大きく課題となっています下高橋の関係については、当時から担当者は粘り強く地権者の方と交渉されているというふうには理解しておりますけれども、ただ道路状況を考えますと、交差点付近でもありますし、また県道沿いの家屋でもあります。私も通るたびに見ているわけですが、玄関のサッシが道路側にゆがんできている状況、屋根も半分ぐらい傾いている。

そこだけの問題じゃないんですけども、そのことを放置とは言いませんけども、自治体のほうがほったらかしにしておくと、あくまでも地権者の金銭的な問題がゆえに手が出せないということもあろうかと思いますが、もう一步踏み込んで、具体的に言えば、最近では市中の銀行あたりも家屋解体に対するローンの新設、低金利でも立ち上がっているところもありますし、大手の住宅会社では空き家を管理する、管理不十分な特定空き家に対してはちょっと違いますけれども、そういったことも動き出しているというのがあろうかと思いますが。

それとあわせて、やはり一番ネックは解体費用と、あわせて固定資産税も現在200平米以下については6分の1の減額がもとに戻るから、単純に言えば6倍になるという解釈がされています。

あるいは、200平米以上については、3分の1が減額がとれて、3倍になるというふうなこともあるわけなんですけど、要はそれぞれ担当者のほうが出向くなりされて、地権者との話し合いは進んでいるかと思いますが、ただ崩してください、危険ですからということじゃなくて、そういった税金面のアドバイスとか、あるいは先ほど言いました、最近出ている銀行からの若干の貸付制度も出てきていますよという、具体的なアドバイスも含めた情報提供がなされているのかなのかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（長野 正明） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 住民課の佐田でございます。安丸議員の御質問についてですが、管理不全な空き家等、危険を及ぼす空き家等については、緊急に対応ということになっていきますが、今後また、町長の答弁にもありましたように、県の空き家対策連絡協議会のほうで設置しております、そちらでの協議の情報とかをよくまた今後検討していった、対策に結びつけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ということは、具体的なアドバイスはしていないよということですよね。

○議長（長野 正明） 須山税務課長。

○税務課長（須山りつ子） 税務課の須山でございます。昨年度まで担当しておりましたので、そのときの経過で。今、議員さんが御質問されましたように、税のことにつきましては、所有者の方は年齢的にちょっと高齢ですので、親族の方にこういうふうなことがありますということはお知らせしております。

また、そういうふうな相談窓口があるということも、県のほうにありますので、具体的にはまだ把握しておりませんが、そういう窓口がありますということも親族の方にはお知らせしております。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 地権者に粘り強く説明して、理解を得るしかないわけなんですけど、先ほど対策協議会の関係が答弁の中にありましたけども、これは具体的にもう進められているんでしょうか、現段階で。それか、まだ今後の予定ということなんでしょうか、そのところをお尋ねします。

○議長（長野 正明） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 先ほどの安丸議員の質問にお答えします。

3月に県の空き家対策等連絡協議会が設置されまして、今年度4月から部会が、適正部会、利活用部会ということでありまして、今から特定空き家の統一した基準とか対策について、それとあと空き家等の対策の計画をどう進めていくかということ今年度にかけて策定されますので、それに基づいて町も対応していく考えでおります。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今、対策会議の関係は、大刀洗町からも担当者が出向いて、参加しての対策会議ということで理解していいんですか。

○議長（長野 正明） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） お答えします。

町としても、担当課のほうで職員が出向いて、構成委員としてその場に出向いて意見を申して、協議会のほうに参加することになります。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） それでは、次のといたしますか、この点ですが、答弁の中に3番に関連する部分で、現在、指導が2件出しているということですが、条例的に指導、勧告、命令、それから条例的には公表という形の流れになっているかと思いますが、具体的にこれはいついつまでに指導に対して対応しなさいということも含めてなされているかと思いますが、お尋ねしたいのは、指導をしたときから公表に至るまで、最短でどれぐらいかかるんですか。

○議長（長野 正明） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） お答えしますが、最短の期間についてですが、ケース・バイ・ケースで、どう所有者の方が動かれるかによってもまた一概には言えませんので、最短の期間というのがちょっとはつきり言えないときでございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） なぜ、こういう聞き方をしたかと申しますと、やはり危険であるというのをわかっているわけですから、そのためには何らかの改善をする必要があるかと思えます。そのためには、ある程度早く手だてをしないといけないから、そういった期限を切りながらしていかないと、当然いけないわけですね。一日でも早く解消しないといけないわけです。

しかし、今言われましたように、地権者の出方によって、命令に従わない場合には期限後6カ月以内に何かするという誓約をすれば、公表しないという条文にもなっておりますから、一概には言えないというふうにはわかりますが、そこらあたりは指導にしる勧告にしる命令にしる、きちっとある意味厳しくしていかないと、指導したからいいわとか、勧告しているからいいわということでは何ら改善というか、そこら辺まで出てこないんじゃないかなというふうに思っておりますから、あえて聞かせていただきました。

ぜひ、今後はそこらあたりも含めて、早い時間で解消できるような対応をお願いしたいというふうに思います。

○議長（長野 正明） 答弁は要りますか、いいですか。安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 大きな1点目については、以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。2点目については、今村天主堂に関する質問であります。

今村天主堂、国の重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申したことについては、御案内のとおり、5月15日に報道発表されておりますし、また広報6月号の中でも住民に周知されておるところであります。通告後にわかったわけなんですけども、まだ正式決定というのは8月ごろになるというふうに聞いておりますが、いずれにしても新聞報道、あるいはテレビ報道を含

めて、見られた、聞かれた方については、施設を見に訪れる方がこれからたくさんふえるであろうというふうに思われます。

そこで、2点にわたってお尋ねをしたいと思います。

まず最初は、来訪者対策であります。町としても、案内板とかを含めたサインの設置、それから来訪者に対する駐車場等の整備が必要になってくるというふうに思っておりますけども、町長の考えはいかがでしょうかということでお尋ねをしたいと思います。

また、2点目については、御承知のとおり、天主堂の周辺については道路幅員もかなり狭い状態にあります。そこで、来訪者と住民との交通事故等のトラブル防止のためにも、場合によっては通行規制も含めた検討をする必要があるのではないかとこのように考えておるところなんですが、これからも多くの来訪者が見えるだろうというふうに思いますから、地域住民の安全・安心の面からも早急に対処すべきというふうに考えておりますが、それについて町長の考えを問うものであります。

以上、2点目については終わります。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えをいたします。

議員の質問の中にもありましたように、このたび国の文化審議会は今村天主堂を国指定重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申しました。それを受け、ことし5月15日にその旨を報道いたしました。町といたしましても光栄なことで、御尽力いただいた関係機関・団体などには大変感謝をしているところであります。

さて、御指摘のサインに関しましては、現在、県道鳥栖朝倉線今区入り口付近に1カ所設置しておりますが、新たな案内板の設置につきましては、道路状況などを調査し、検討したいと考えます。

その他の質問に関しまして、国指定重要文化財の報道後2週間程度、文化財担当が来訪者の状況を把握するために、直接調査をいたしております。結果、日曜日にミサが開かれるときなどは多少の混雑が見られたものの、交通や駐車場に関する大きな混乱は見られなかったと報告を受けております。

また、町としましても、従来から大型車両で来町の際は、駐車避難場所や付近の地図などで案内し、教会側と連絡を密にとりながら、トラブルがないように進めております。

最後になりますが、いずれにいたしましても、通行規制や道路交通などの環境整備は、今後の見学者の状況などを踏まえて、関連部署及び地元とその必要を協議して進めなければならないと考えております。

まだ、本式に指定をされておられませんけど、多分指定されたらいろいろ注文もあるかもしれま

せんので、今の段階ではちょっとまだいろいろどうするこうするというのは余り言わないほうがいいかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 町長の答弁の中にありました案内板、サインの関係については、今後、検討するという事ですから、それはよしとしまして、駐車場の整備についても、答弁からすると、8月ごろの正式決定を受けて、町としてはそれを受けて対応を考えていくという理解でよろしいですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 一応そのように考えています。そして、御存じのように、あの周辺は住宅の密集地で、そんなに駐車場を確保するというか、そういうのも難しいところですね。今の段階でも結構駐車場がありますから、もっと大規模にということになれば、離れたところに確保して、それから歩いていただくとか、そういうことでしないと、教会のすぐ近くでというのは難しいのではないかなというふうに今考えているところです。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） そのところは、あくまでも今村天主堂については信仰の場でありますし、そういうことを十分理解されていない町内外からの来訪者もいらっしゃると思いますから、トラブルがないように、町としてもしっかりとそういった駐車場の問題にしる、案内板にしる、対応していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひ、正式決定を受けて、町としても担当課を中心にしながら、地元とも十分な協議をしていただきたいというふうに思っております。

関連して質問しました周辺道路の関係については、町として何か対策をするとか、そういったところのお考えはあるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今のところ、まだ具体的にはどうするこうするというのは決めておりません。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） これも含めて、正式決定を受けてという理解をしておきたいというふうに思います。

何回にもなりますが、地元との協議を十分しないと、せっかく国の重要文化財として指定を受けた建物を見に来られる方とのトラブルが発生してもいけませんので、ぜひともそこらあたりはよろしく願いしておきたいというふうに思います。

2点目については、以上で終わらせていただきます。

最後、3点目の質問になりますが、3点目は菊池連絡所のあり方についてであります。

菊池連絡所は、昨年の3月議会で大刀洗支所設置条例を廃止して、連絡所として設置されたわけなんです。その際、人員体制については再任用の職員と嘱託職員の2名体制ということで説明を受けております。

4月の異動で、再任用の職員の方が異動となって、現在1名の嘱託職員という体制になっておろうかと思いますが、業務上、防犯上を含めた問題はないのかということをお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、お答えをいたします。

菊池連絡所については、地元住民の利便性を損なわないように、これまでどおりの業務を行うことで、昨年4月から運営していますが、取り扱う業務は、1つには戸籍や住民票、印鑑証明書などの交付業務、2つには、町税や使用料の収納業務などの事務を主に取り扱っているところであります。

職員は、ことし3月まで再任用の職員と嘱託職員の2名で対応してきましたが、利用者が1日平均十五、六名ということもあり、ことし4月からは再任用職員を本庁に異動して、嘱託職員1名で対応しているところであります。

そこで、議員御質問の1名体制で業務上、防犯上の問題はないかについてですが、まず業務上についてですが、業務が証明書の交付や納付書による税金などの徴収など固定化していること、そして疑義が生じた場合はすぐに本庁の指示を受けて処理できる体制にあるため、特に問題はないと考えております。

次に、防犯上の問題ですが、まず徴収金は常に耐火金庫に保管しており、緊急事態への対応については、隣接する事務室に常時1名いる就業改善センターの職員に協力を依頼しております。さらに、大刀洗交番に立ち寄りどころとして巡回していただくなどの防犯対策をとっております。常に、職員には危機管理意識を持ち、業務を遂行するように指導を行っておるところであります。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今、嘱託1名の方になって、不在時は隣の校区センターに常駐されている方に依頼をしているという答弁だったかと思っております。

26年3月議会の中での答弁で、ある議員の質問の中で、今後、支所の嘱託職員と校区センターの方と、連絡所業務をしたらどうかということが質問に出たときに、答弁の中に、それは今後の

検討課題ですという答弁がたしかあったかと思えます。今、実態的にそういうことをされているということは、連絡所業務を校区センターに依頼されているということですか。

○議長（長野 正明） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 安丸議員の先ほどの御質問にお答えします。

業務に関しましては、連絡所の嘱託職員が1名で対応しております、ただそういう防犯の面で、すぐ隣に就業改善センターの事務室がございますので、そちらの職員の方に、隣接しておりますので、何かあったときとか、緊急時の様子を見ていただくとか、協力依頼はしておりますのでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 総務課の大浦でございます。先ほどの住民課長の答弁に対して、補足させていただきたいと思えます。

菊池連絡所の業務につきましては、隣にあります就業改善センターの事務職員に依頼しているものではございません。ことし4月より、それまで再任用の職員と嘱託職員の2名でやってまいりましたが、そのところを4月からは嘱託職員1名ということで業務上は行っているところでございます。

それで、業務の内容等につきましては、先ほど町長答弁にありましたとおり、事務量としては少ないときで10件ぐらい、多いときで20件ぐらいというふうなことを聞いております。事務量から見ると、2人で対応するには少しどうかというところもございました。

ただ、防犯上、安全上との意味合いもあると思えますので、そのところを勘案した中で、一応、今いろんな対策をとりながら、1名で進めているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 私は、そこは例えば連絡所の嘱託職員が何らかの形で不在となる場合は、やはり本庁からの出向く体制をすべきじゃないかというふうに思うわけですね。そのところはどうか。

○議長（長野 正明） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 安丸議員の御質問にお答えします。

現在、嘱託職員1名の体制ですが、例えば年休を取得されるときとかは、こちらの本庁の住民係の担当職員が交代で出向く体制をとっておるところでございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） そういった計画的な年休とか、嘱託職員が休暇をとられる分につい



ては当然そういうふうになろうかと思えますけども、先ほどから聞いていますと、現在1名がゆえに、席を外すときには校区センターの職員にちょっと留守番お願いねというようなことのように聞こえて、安易な扱いになっていないかなというのがちょっと危惧するわけです。

○議長（長野 正明） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） お答えします。

そういうちょっと連絡所をあけて、お隣の校区センターの職員にお願いすることは全くございませんので、それは業務は本庁の職員のほうが必ず交代で行くという体制をとっておりますので、あとちょっと休憩というか、例えばトイレとか、そういうちょっと席を外すということのときは、お客様にはちょっと待っていただいて、その面は校区センターの職員さんのほうにそのときだけお願いするという形になっております。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 利用される周辺の住民の方も優しい人ばかりですから、そういう理解をしながら、具体的に言えばトイレとかで外される場合は待っておられる方もいらっしゃるかと思えますけども、そのことによって、極端に言えば業務が滞ったりとか、あるいは何か犯罪が起きたりしてもいけませんので、十分本庁とも連絡をとりながら、連絡所との連携を密にしていきたいというのを申し添えておきたいと思えます。

ただ、今回、再任用の1名と嘱託職員の2名から1名にされたことについては、ちょっと憤りじゃないんですけども、思ったわけです。なぜならば、あわせて26年3月の支所廃止条例の議論の際に、当時の住民課長はこうおっしゃっています。「当然、変更する場合は、地域に説明をして、理解をしていただいた上での変更をする必要があるというふうに思っております」ということです。体制が2名から1名になったことについては変更と思いますが、どうでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かに、そう言われると、そういう協議をしていなかったということには落ち度があると思うんです。ですけれども、1日の利用者が少ないときは五、六人しかいないんですね。これで2人体制というのはちょっとどうかなと思う、そういうところがあって、1名でいいんじゃないかということにしたんですけれども、今は納税もコンビニでもできるし、これから番号制が実施されるようになると、なおさら菊池支所の体制をどうかなということをもた協議せないかんとときが来るだろうと思えます。

今1人で何か特段問題があれば、どこか協議をするとかしなければいけませんけど、今のところそう問題があるとは思えませんので、協議をしなかったということについてはおわびをしますけれども、今の体制でいかせていただきたいなと思っています。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 町長が言われますように、業務量的には確かに少ないかと思えます。しかし、私が申し上げましたように、変更する場合は地域に十分説明をして、こう変えますよと。あれ、いつの間にか1人になっておるといふようなことを住民の方からも意見を聞きますし、今後、連絡所に限らずほかの部署でもそうですけど、やはり体制を変えられる場合についてはぜひとも関係の地域、あるいは議員関係に説明をお願いしたいというふうに思っております。

それから最後に、これは勝手な私のひとり言というふうに捉えてもらっていいんですが、連絡所の場所的な問題があろうかと思えます。建物もかなり年数も経過しておりますし、いつの日か建てかえの時期が来れば、県道沿いの今のJA菊池支所の跡地に就業改善センター、あるいは連絡所、4分団の詰所も含めた総合的な建物を持っていくほうが、今後としては住民サービス、あるいは場所もわかりやすいし、そういうことを勝手にひとり言を申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（長野 正明） これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで10時35分まで暫時休憩といたします。35分より再開いたします。

休憩 午前10時21分

.....

再開 午前10時35分

○議長（長野 正明） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。4番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

4番 平山 賢治議員 質問事項

1. 保育料と子育て支援について
2. 国保財政について
3. 「大刀洗斎場ふるさと」について

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。久しぶりにまたクリーンアップでの登場となりました。よろしくお願いいたします。

今ほど憲法が身近な存在として国民の注目を集めているときはございません。国政においても、この地方政治においても憲法を守るのか、破るのか、これは平和の問題に限らず、社会保障の分野でも25条に基づく生存権を保障できるのか、そのために政治は何をすべきなのかが鋭く問われています。恩恵や助け合いとしての保険ではなく権利としての社会保障、この実現なくしては経済の回復も財政再建の道も開かれません。次の世代へつなげる社会を再建していくためにも社会保障の削減ありきではなく、充実こそが今の日本に求められている課題ではないでしょうか。

それでは、通告に従って大項目ごとに質問させていただきます。

第1点目が保育料と子育て支援についてであります。

27年度においては保育新制度の導入及び町においては保育料の改定が行われたところであります。子供の多い家庭におこなっていた町独自の減額措置を縮小したほか、子供の扶養控除をこれまで加味しておりましたが、これも廃止し、多くの家庭が保育料が引き上がることになりました。そこで改定後の数値と方針について尋ねます。

第1点目に、多子減免の見直しに係る保育料の引き上げ額はどうか。対象の世帯数、児童数はいかがでしょうか。

2点目に、算定基礎の変更、これは住民税や年少扶養控除の廃止に係る世帯への影響はいかがでしょうか。

3点目に、上記をあわせ、最も影響を受ける世帯の影響額はいかがでしょうか。

4点目に、少子化対策や定住促進の方策として子育て支援の充実がますます必要と考えますが、負担のあり方とあわせて町は今後どのような方針を考えるか。

以上4点につき、まず答弁をお願いいたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、平山議員の保育料と子育て支援についてお答えいたします。

まず、1点目の多子減免の見直しに係る保育料の引き上げ額についてお答えいたします。

本年度は平成21年度からの多子減免の取り組みの見直しを行いました。小学校3年生を上限としての第3子以降を対象児童といたしまして、保育料は無料といたしました。見直しをしたことに伴う町の負担額は年額約1,900万円の減額となります。また、対象外となった児童数は191名、世帯数は167世帯となっております。

次に、2点目の算定基礎の変更による世帯への影響についてお答えいたします。

これまでは保護者の所得税額により保育料を決定いたしておりましたが、新制度においては市町村民税額により決定いたします。市町村民税額は年少扶養控除を反映しないため階層が変更になり保育料が上がった児童数は74名、世帯数は63世帯となります。国が示す保育料の階層区分の判定につきましても年少扶養控除等の廃止に係る影響については、公平性の担保や近隣市町村の状況に鑑み再計算しない取り扱いとしております。

次に、3点目の最も影響を受ける世帯の影響額について答弁いたします。

多子減免を見直したため、最も影響を受ける世帯の月額額は3歳児、3歳未満児の6階層世帯の1件のみでありまして、その額は4万950円となります。

最後に、4点目の子育て支援の充実についての町の考えと今後の計画についてお答えいたします。

年々保育所入所の希望者が増加しているとともに低年齢化の現状もありまして、年度途中の入所がだんだん厳しい状況にあります。今後は保育園の定員増や施設整備等で対応していく予定としております。

大刀洗町は国が定める保育料の基準額より大幅に低額の保育料で子育て支援世帯への経済的負担を軽減する方針は変えず、多子減免の見直しを行ったところでございます。平成27年度も現行どおりの多子減免を行った場合、町の負担額は年額2,654万円となり、さらに今後とも増額が見込まれております。

したがって、個々の保育料に補助するというよりも、町全体の子育て支援充実に充てたいというふうに考えております。

例えば、本年度6月から家庭児童相談専門員を子育て支援係に配置しましたので、相談体制の充実を図るとともに、児童への暴力を防止し、全ての子供の健全な心身の成長を促していきたいと考えております。

また、障害児保育事業補助金として、障がい児を受け入れている保育園に対しまして、加配保育所のための必要な経費を措置しております。

これまで平成27年度からの「子ども・子育て支援制度」に向けて、子供子育て会議を設置し、昨年度も今後5年間の「大刀洗町子ども・子育て支援事業計画」を作成したところでございます。今後とも幼児期の教育、保育の提供の確保策、一時預かり保育や病後児保育、学童保育所等の地域の子ども・子育て支援の充実に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上で質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。はい、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） では、順次再質問をさせていただきます。

大刀洗町が先ほど答弁にありましたように、以前は久留米市、近隣と比べて高い水準にあったところでしたが、久留米市の引き下げにあわせて保育料を低く設定してきたこと、あるいは、平成21年からの多子減免を独自にこの減免制度を実施して第2子以降の負担を軽くしてきたことは大いに評価するものでございます。

しかし、今回の改定ではこの多子減免の条件を縮小し、これまで9割引きだった児童が突然減免がなくなるなど、大きな負担増があります。世帯、この多子減免に係る影響、要するに保護者の負担増が今年度急に1,900万上がってくる。それから、最も影響を受ける世帯が4万950円っていうことですから、年間で言うと——月額ですよ。だから年間で言うと49万円、年間49万円、同じ条件であるのに突然保育料が上がるという世帯があるわけです。これ第6階層ということの答弁ですから、最も所得の高い層ではない。

それから、例えば所得が300万、200万といった中所得のところであっても、今回は例え

ば月1万程度の——こっちは2項目ですね。年少扶養控除の廃止によって月1万程度の値上げが起きると。となると、これは年12万程度の負担増ということになります。

確かにこれまでそういう独自のものをやってきたというものがあります。これに対してどう適正化していくかという方針はあるんだけど、こうした、二重の廃止によって、二重の値上げ構成となる。最も高い層でないところでも年間49万円となる。

しかも、これは問題は子供の多い世帯ほどこの引き上げの影響額が多いわけです。これはむしろ今年度にあっては、例えば南地域では思い切って保育料を引き下げてくる自治体もあるわけなんですけど、むしろこの制度が子育て支援に逆行している道ではないかというふうに思うんですけども、そちらのそこについてはいかがお考えですか。

○議長（長野 正明） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） お答えいたします。

今回の改正が逆行というふうにこちらのほうとしては考えておりません。基準としまして、国の基準から比べますと本町におきましては、もう本当2分の1以下程度で保育料を改定している部分でもございます。

先ほどの答弁でもございましたけども、1人で差額として約4万円以上の額が出ておることでもございますけども、分布としましては、その方は極端な一例でございまして、大体1万5,000円から5,000円程度の中での月額増額という部分は、約8割ぐらいが1万5,000円から5,000円程度の増額の部分が実際の全体の8割以上の方がその部分に影響があつて部分でございまして、給与所得に応じた部分での負担をしていただくものはしかり当然ではなかろうというふうに考えてる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 例えば月5,000円ないし1万5,000円って言われて、1万円と、月額1万円等の引き上げということで、これやはり年間12万円ですから、これ決して小さなものではありません。

そして、仮にこの引き上げを行うにしても、そういった突然今まで第2子、第3子という子供の多い方に対してそういう立派な援助を行っていたのを突然制限加えますよと、突然満額いただきますよということは、大きなこれは重大な変更であります。

ですから、仮にこれを実施するにしても激変緩和の措置であるとか、周知徹底を行うと。これは保育制度、保育新制度の実施のときも、この大きな制度の変更、あるいは保育時間の変更があるのに、これは全然周知ができてないじゃないかというのを申し上げたことがあるんですけども、やはりそこは、もちろん行政が国の制度に振り回されて大変な御苦勞をされているというこ

とは承知してるんですが、保護者に対するまとまった説明というのが、やはりどうしてもやっぱ不足してるというふうに思うんですが、そちらについては例えば新制度の実施ですとか、今回の保育料についてもあらかじめきちんとこういう方針変更したいんだと、ついてはこういう負担増が発生するんだけど、まだまだこの件についてはこういう気持ちを持っている、あるいはそういう財源でこういうものを措置していくんだという説明が住民に対して行われるべきであろうかと思うんですが、そこら辺いかがですか。

○議長（長野 正明） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） お答えいたします。

確かに保護者の皆様方に対しましての周知は、確かにおくれた部分についてはおわび申し上げたいというふうに思っておりますけれども、やはり国の制度改正に伴いまして、こちらで中身の検討をした関係で、やはり年度末ないし4月、入園の関係とかそういう部分でちょっとお知らせが大変遅くなったことについては、本当おわびしたいと思っております。

この周知につきまして、住民の保護者の皆様からクレーム等につきましては数件だったというふうに思っております。

今後またそういう改正等につきましても、その分については内部でできるだけ早急に対応しまして、周知なりは早目に徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 例えば窓口に対しての、突然上がったという相談というのは少なかったのかもしれないけど、やっぱり私も保育園の保護者として行ってみると、突然急に保育料が上がったということで、大変な不信感というか、それから将来不安というものを持たれている方が非常に多ございます。同じ子を預けている、所得は上がらない、むしろ下がっている状況で突然保育料が上がった通知が来たと、しかも2人目、3人目の子にですね。

そうしますと、本当に子供、大刀洗町は子育てを支援していく、あるいは特に子供の多い方を財政支援していく、あるいは例えばそこを値上げしてこういうのをつくっていくというものが見えない状況では、本当に大刀洗町が子育てに応援していく気があるのかと、これではもうとても、こんなのが突然来るようでは、とても大刀洗町を信頼できない、こんなところでは子育てはできないという声も当然出てくると思うんです。そこら辺の不安ないし将来不安、それから町の行政に対する不信っていうのをどう払拭していくかというのが今後の問題だろうと思います。

ことしの27年の保育料というのは、もうこれは既に実施がされるんですけれども、例えば今後、これはさせていただいたけれどもこういうふうに使っていくと、あるいは来年以降の保育料については事前にこうやって説明させていただくと、そういう方針がことし、あるいは新制度の

反省を踏まえて来年以降についても行われるべきだと思いますが、その辺の検討はいかがですか。

○議長（長野 正明） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 確認ですけれども、保育園、保育料についての周知をどうするかというところでございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 保育新制度の、例えば保育時間の変更とか、あるいは今回の保育料の変更というのは、非常に去年からことしにかけて重大な変更がありました。しかし、それがやはり当の保護者に十分伝わらないまま、そういう保育時間がどうなるのかとか、あるいは保育料がどうなるのか、突然今度はこれだけ上がりますよというのが来て、やっぱり保育責任者に対する住民、保護者の不信、あるいは不安というものが非常に広がってると思うんです。

そういうようなものを払拭するとか、きちんと説明責任を果たして、もしこういう方針でいくというのであれば、そういうものをきちっと来年度以降も行うのであれば、保護者ないし住民に対する説明、あるいは議会との協議もきっちりやっていると、そういう方針、先ほどはちょっとうまく、ことしはうまくお知らせできなかったというような発言もありましたけど、そこを来年度以降に、例えばどう生かしていくかということが今からの検討課題だと思うんですけど、どうですか。

○議長（長野 正明） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） お答えいたします。

秋ぐらいになりますと、また保育園の入園に関する受け付け関係とか発生するかと思っておりますけれども、その分につきましては、そのように窓口で今現在の保育料の基準はこうなってますよということをきちっと周知するなり、保育園を通しまして保護者に対しまして周知関係は進めていこうというふうに、今年度の反省を加味しまして進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほどの数字の答弁でもありましたように、影響、多子減免の縮小として引き上げの影響を受ける世帯が167世帯で191名ですから、当然何十世帯かは複数の児童が影響を受けるということになります。また、これは大きな負担増ということになります。

それから、住民税の少子、年少扶養控除の減少に伴うところも、これは複数の子供に影響を与えて階層が上のほうに上がっていくということがございますので、こういった負担を強いるような、負担増を求めるような変更については、きちっとこれは住民に説明していくこと。

それから、今後の保育料の算定に当たっても、議会と協議して、あるいは保護者の意向を聞きながらどういった額が適正か、なお、大刀洗町は今まで安かったから適正な負担を求めるという

ような御趣旨の説明もありましたが、一方では、保育料を引き下げて、保育の負担をできるだけ下げていくというような趨勢がこれは行われておるわけですから、この差が非常に縮まっておるわけでございます。ここら辺の近隣の状況も見ながら、今後も特に子供の多い世帯に対する財政措置というものを真剣に考えていただきたいと思えます。

それから、これが保育料でしたが、小学生以上の医療費はどうするかというのも前回聞きましたけど、これも差し迫った問題なので、今後財政負担を含めて子育て支援、定住促進などの政策をどのように進めるように考えていらっしゃるのか。これは先ほど御説明の中では家庭児童相談員を配置されたと、また障がい児向けの保育士の加配予算をつけられた。これは大変評価できることだろうと思えますが、なお、保育料が安かったけれども、小学生になると途端に医療費がかかるというアンバランスが、この大刀洗町ではあります。これについては、やはり保育料は引き上げたけれども、例えば引き上げ分を小学生以上の医療費支援に回すなどの政策もこれは当然考えてこの段差を埋めていくべきではと思えますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） ちょっと外れるかもしれませんが、そもそも論から行きたいと思えます。

社会保障は権利としての社会保障で、これが確立しないと財政再建も経済再生もないといったような御発言でございましたけれども、国が1,000兆のいわゆる借金を負って、毎年社会保障関係が1兆円ずつふえていくという現状はお互い認識しているところでございます。

そもそも論から行きますと、平成21年から財政負担ということで無料化に近づいたことをやってまいりましたけれども、基本的に1歳から6歳までにいる子供たちが次の6年後に小学校1年生から6年生までに在籍するんですけれども、大体何回か、どの階層をとっていても四、五十名減るんですよ。保育を受けている、あるいは就学前の子供が就学後の子供たちとの数を比較しますと大体四、五十名減ります。

その四、五十名は大方ある地区に特定というか集中してるわけですね。それはどこから要因が来てるかというのははっきりわかりませんが、要するに財政支援、無料にする、これは非常に一見よさそうですけど、無料の部分だけを、まあ、いわば受けて、そしていよいよ就学後になると出られるというのは、少し私たちも考えてみなきゃなんなと思えます。

確かに子育て支援というのは私たちも一生懸命していかなくてはならない今後の大きな課題でありますけれども、財政支援、現物支給、お金を安くするということが支援の対象ではないと思えます。

大川市が確かに全額無料というふうになっておりますし、国も5歳児から実は無料化する予定だったのが、消費税が上がりませんもんでしたから、結局所得制限しながら5歳は無料化しましたけど、国としても5歳以上は無料化するというふうに言っておりますけれども、やっぱりそれ



は応分の負担と応分の財政状況が許さない限りはできない話ですよ。そこだけ焦点を絞って財政負担が重くなるから財政負担を軽くするために財政措置をなさい、一見論理は合ってるように思いますけれども、じゃ、一体この町の財政は将来どうなるかといったようなことを考えると、必ずしもそれはいい政策ではないのかもしれないという反省に立っております。

先ほど申し上げましたように、これに気がつきましたのが、毎年ふえていくということもありますけれども、先ほど言いましたように小学生が減ると、これは一体どこから来るのかということで、今住民課のほうで転出していく方々にアンケートを取っておりますが、大体20代、30代の移動が非常に多いですよ。非常に多いんです。しかも移動した先が大刀洗町に住んでいても働き場としては行けるようなところに転住していると、転出している。えらく離れたところに転出する例もありますけれども、大体この近隣の自治体に転出していったる例が多くて、仕事の関係とか家庭の事情という、それが多いいですよけれども、それ以上の追跡はできませんから把握しておりませんが、やっぱりある意味では子育てに補助金というか財政的支援を出して、負担が軽いところに行かれていますかもしれんかという思いもあるわけですね。それははっきりわかりません。データの四、五十名減ってることだけが事実ですから。

そう考えてくると、町の財政負担とかを考えていく上で、このままずっとただにしていっていいのか。あるいは10分の1でいいのかという議論がありまして今回の改定につながったわけです。

ただし、平山議員がおっしゃるように、十分に説明してきたかと、そういう事情も含めて保護者に対して、住民に対して十分説明したかと言われると、それは私たちに十分だったというふうな部分が言えなくて、説明責任が足りなかったと思いますので、今後は来年度に向けても説明する機会をきちんと設けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） よくわかりました。それで、そこですよ。急に小学校になると出ていらっしゃるところで、無料っていうのが何が無料なのかちょっとわかんないですけど、そこで、前回も聞いたんですが、財政支援、結局子育て支援っていういろいろその制度いろんな支援がありますよ。ありますけれども、その柱として、子育ての今、いわゆる所得が減る、雇用が減る、生活環境が非常に悪化する中でやはりその財政負担、子育ての財政負担というのがやはり一番大きなものでありますから、この子育て支援の柱として、子育ての負担を、この財政負担をどれだけ減らすかというのがやはり一番重要な、もちろんこれを、こっちよりこれをやれっていう問題ではないんですけど、ここはやっぱり一番大事なところだと思うんです。

そこで先ほどお聞きしたのは、結局小学校になると急に、例えば医療費の助成であるとか、そういうものが大刀洗は何もなくなると。県内では8割以上の自治体がもう既に、ここは段階的な

無料化に踏み出しているのに、それから前回の質問でも県がもしやった場合はどうするかということに対しても一切お答えがいただけなかった。そこら辺のこの段差の大きさというものが、やっぱり一つは流出に結びついてるんじゃないかということは今ちょっと御質問してるんです。

もう一つは、やっぱりよそがやったからうちもやらんといかんということでどんどん財政がふえていくという懸念もあろうかと思うんです。ただ、特にこの子供の医療費に、乳幼児医療に関しては、自治体や県が進めてこれをやってきたと、各地です、全国各地でやってきた、国はがんとしてやらなかったけども。

そして、これが社会の体制になってきたところで国が重い腰を上げて、市町村がやってきたこの実績に乗かって、これを国の制度化していくという、これがまさに乳幼児医療の今の発展の、私は社会発展だと思うんですけど、発展の法則だろうと思います。

ですから、もう何でもこうやって市町村だけ、どうして金を出し合わないといけないんだというような、もちろん財政面から見ればそういうこともあるかもしれないけど、当然これはやはり8割以上がやっているような状況で、これ出さないというのはちょっとあり得ない。これは一緒にやっていって、当然、県や国に対して、これは制度化していけということも、議会も議会の運動としても必要なんですけど、そういったものを当然検討していかないといけないと思うんですけど。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） じゃ、今の質問にお答えいたしますけれども、結局はお金を出せっていうことですね、基本的に支援は。私は必ずしもそういうふうには考えない、国の財政とか、あるいは持続可能な町政を考えてみた場合に、それは果たして正しいかどうか。すなわち、そのお金を注ぐことによって、本来的に労働意欲とかを奪ってる可能性はないのかといったことも含めて言うと、必ずしもお金を出すことが子育て支援で立派な子供を育てることにはならないだろうというふうに私は思っています。

現在、うちの町の現状を考えていると、個々の家庭の事情はあると思いますけれども、ひとり親家庭が非常に多くなったと。実は50代、60代の親御さんがそれを迎え入れて一緒に暮らしていると。そういう家庭が非常にふえてきていて、実は生活保護であったり、あるいは就学支援であったり、そういうことで支援をしているという状況が物すごくふえてるんですよ。当然、子供たちの見取りとか、あるいは養育についても大層影響が出ておまして、保育園、小学校も大変困り感を持っています。

それは、じゃ、いわゆる保育料を無料にしたら解決する問題では決してないですよ。決してありません、それは。だから、保育の充実というのは、もちろん財政的支援も必要なことはよくわかりますけれども、それよりももう少し違ったやり方があるんじゃないかということで、相談

員を入れていろいろ虐待等を防止したいという思いもありまして、そういう人を雇うと。

あるいは今、来年度に向けて計画して考えなきゃならんなどと思っているのは、中学生に親学を教えないかんというふうに私は思っています。こんなこと言ったら非常に失礼な話かもしれませんが、基本的にきちんとした親、あるいは子育て、子供を産んで育てるということはどういうことかちゅうことがはっきり私たちがメッセージとして伝えないまま卒業させていますので、非常に崩壊家庭が多いんですよ。それは現実問題として多いんですよ。うちの町、こんな町で、小さな町ですけど、物すごくそれがふえてる。むしろ私はその対策のほうが緊急を要する問題であろうというふうに個人的には認識しておりますし、教育委員会としても、お金の補助よりも、そういう子育ての中身の充実をいかに図るかということで考えていきたいというふうに思っています。

ですから、例えば、医療が無料化されたから、じゃ、小学校は残りました。じゃ、無料化によって引きつけるんですか、子供の数は全国で決まっていますよね。お互いに、要するに幾らあげます、幾らあげますということで、幾らあげます合戦をして子供を引き取ったところで、どう、その子育ての未来はあるんでしょうか。私はそんなふうには考えないんですよ。子育ての未来っていうのは、もっと内容のあったものではないかと。だから、平山議員がおっしゃるのも一部わかりますよ。わかりますけれども、結局はお金の問題でしょ、最終的には。それは子育て支援になるかならないかというのは大いに議論すべきだというふうに思います。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） うん。だからそのお金出し合い合戦という議論には私はちょっと賛同できないんですけど、きちんと保育料であるとか国保、医療費については、これはもう義務的な支出としてこれはちょっと認めて支出すべきなので、その上できちんと今教育長がおっしゃったようなそういう制度、もちろんいろんな社会的、結局それは突き詰めると、結局、じゃ、この社会システムはどうなのかという話になってくるんですが、それはそれでやっていただく。

こっちは極めてもう今どこの自治体でも義務的にこれは横出し、支援してるところなんだから、うちだけこれを上乘せしろとかいうことではなくて、せめて近隣市町村並みにこれをやって、その上でこれを議論していこうという。別にこっちよりこっちとか、そういう選択の問題を言ってるのはございません。だから、そこは御承知おきください。

それから、先ほどいろいろ周知が十分でなかったという答弁もありましたので、保護者との説明の中で、むしろ行政も保護者の潜在的なニーズとか知恵というのがあると思います。これはなかなか出てきません。やはり保育園に預かっていただいている、いろんな状況もありますので、住民にお知らせすることも大事なんだけど、その中で保護者の方のニーズとか知恵というのを積極的にここでつかんでいただきたい。もちろんそれはできないこともあるだろうし、いろいろ時間

のかかることもあるだろうけれども、議会としても、これは頑張るけれども、まずは行政としても直接対話の中で住民の知恵をいただき、この立場で頑張っていたいただきたいと思います。

保育所とか教育費に関しては毎回言われていることですが、OECD諸国の中でもGDP費に占める教育費が少ない、あるいは保育料が少ない、保育園に関しても1人当たり面積、保育士の数、待遇というのは飛び抜けて悪いというのが、これが日本の現状でございます。

やはり子供をどういうふうに社会で育てていくのか。あるいは、家庭で育て、そしてどうやって社会で育てていくのかという、根本がここで問われているものだと思います。引き続き議論したいと思いますのでよろしく願いいたします。

2点目でございます。済いません、最近何か年のせいちょっと字が見にくくなってきてまして申しわけありません。もう何か最近時刻表が見にくくなって暗記するようにしてますけれど、余りちょっと健康不安なことを言っちゃいかんですね。

2点目でございます。国保の問題でございます。法改正により2018年度からの国保の広域化というものが決まっております。既に後期高齢者医療制度が県単位で、また介護保険も福岡県は大きな広域連合を組んで事業を進めているところであります。当然、長所も短所もあろうかと思えます。また、細部につきましてはなお不明な点も多く、行政の御苦勞もあろうかと思えます。

そこで質問であります、国保財政につきまして、1点目、国保の広域化について町がどう考えているか。

2点目につきましては、国の保険者支援制度として、今年度から1,700億円程度の支援金が市町村に交付されるとありますが、町としての見通しはいかがでしょうか、どのように活用されますでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） ちょっとその前に平山議員に質問したいんですけど、いいですか。

○議長（長野 正明） はい、どうぞ。（発言する者あり）

○町長（安丸 国勝） いや、それ答えるけん。これについては今これから答える。その前に保育料のことについて、保育園の民営化のときに、あなたは徹底的に反対されたよね、覚えてます、そうやる。それで、保育所民営化したことによって浮いたお金でいろいろ補助してきたわけですよ、そういうことはわかっていますか。そのことを聞きたかった。（「またそれは財源論の話ですので、後ほど改めてまた出したいと思えます」と呼ぶ者あり）

○議長（長野 正明） はい、どうぞ。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 現在、国民健康保険事業を各市町村が個別に運営しているものを平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに共同で保険運営をすることになりましたが、これは国保が安定的な財政運営、効率的な事業運営を確保し、今後安定的に制

度の継続を図るという目的で行われるもので、昭和36年の国民健康保険制度体制の成立以降で最大の改革になるものでございます。

市町村は地域の住民と直接顔の見える関係の中で、今後も資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっており、詳細につきましては今後も国と地方との協議において業務の役割分担を含め、全て検討をしていくことになっております。

県においても、現在、国の方針に沿って福岡県市町村国保広域化連絡協議会で検討が進められており、町としましても移行に向けて支障がないよう十分な準備をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） いろいろ資料を読んでおりますと、そもそも国が広域化を言い出したのが医療費抑制の見地からというふうに私どもは把握しております。これが正しい健康増進による医療費の減ならいいんですが、まず、その財政削減ありきの制度改定であると。そうしますと、市町村にとっても、被保険者にとっても厳しく注意が必要だろうと思っています。

特に国が今後財政を絞ってくれば、市町村や被保険者は、この財源を出さなければならないし、保育料の大幅引き上げというおそれすら起きてくるんですが、この辺の見通しについては何かお持ちですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そちら辺の見通しはまだよくわかりませんが、もともとこの国民健康保険というのは小さな自治体、大きな自治体いろいろありますけれども、これでやっていくのには限度があるということで、国の指導で県単位でやろうということに決まったわけですね。ですから、私はこのことは非常にいいことだと、そんなふうに思っています。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今町長が答弁されましたように、今回の改正につきましては、急速な少子高齢化に伴う環境の変化に直面している小さな保険者等がたくさんあります。いわゆる国保財政については非常に構造的な課題があります。そういうことで、今後の国保会計、国保制度自体が将来的に続くようにということで、大きくは2つ、国の財政支援ということと、運営に県がかかわるということです。今まで各市町村で国保会計については非常に課題があって、非常に、例えば財政的に繰り上げ充用でありますとか、いろんな財政的な課題があります。そういうことを国が思い切って財政支援を行って安定的に制度を続けていこうというのが趣旨であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） もちろん広域化によるメリットというのもあると思いますが、デメリットもまだまだあると。二重行政による複雑化とか、あるいは国保料算定がきちっと議会を通して決まるのかとか、あるいは介護保険の広域化と同じく実態の反映が困難になると、被保険者の実態が把握されないんじゃないか。そうすると本末転倒で、結局、個々の被保険者の健康状態を把握できないまま上が財政的な面からのみ保険料、医療費の抑制をかけてくるということで、またその財政、県がやった場合に財政をきちっと市町村が把握できるのかという問題もありますし、このところは引き続き被保険者の実態を的確に把握する体制というのが、まだ不明な点も多いと思いますけど、その辺がまだ必要だと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今あくまでも決まっている範囲でございますけれども、今回はそれぞれ国の役割、それから県の役割、町の役割というのがかなり明確に今の時点でわかっております。

市町村につきましては、今御心配されておりました保険者の状況が見えないんじゃないかということですが、その点につきましては、あくまでも県は運営、あるいは市町村の指導とか、そういう部分ということで、今までやっておりました事業を市町村が地域住民と身近な関係でやらなければいけないようなところにつきましては今までどおり市町村が行うということになっております。

例えば、保険料の決定、それから賦課とか、そういう徴収、それから今まで町民に対して直接行っておりましたいろんな事業につきましては今までどおりやっていくということになっておりますので、今御心配の点につきましては、特に今のところは心配というふうには考えておりません。今度状況を見まして、国の状況を見まして、そこら辺はそういう心配がないように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そういうところを巡り巡って議論しておりますと、じゃ、何のための広域化なんだというふうな、結局元に戻ったりするんですが、結局、国がやろう、まあ県がやろうが町がやろうが、結局個々に、保険者にも被保険者にもお金がないので、誰が主体でやろうが、結局国がきちんと相応の財政の責任を果たさないことには、これ誰がやっても国保って回っていかないんですよ。

それで、例えば、国保料、国保税っていいですか、国保料率を決めるっていうの、県からそういう指針が下りてきたりするみたいなんですが、その国保料率とこの納付金との関係については

今のところいかがでしょうか。例えば市町村が独自に保険料や法定外繰り入れ、独自繰り入れを設定できるのか、その辺の協議についてはいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 御質問のほうにお答えをいたします。

保険料等についてですけれども、保険料の今のところの決め方につきましては、県のほうが標準的な市町村ごとの標準保険料率というのを算定公表するようになっております。これに沿って市町村で徴収率とかいろんなものを勘案した上で保険料を設定するというようになっております。

それともう一つ、法定外の一般繰り入れにつきましては、特にできないという規定がございますので、今のところはできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、例えば、県が保険料を示した場合でも、市町村独自の判断によって保険料の財政措置であるとか繰り入れができるというふうに理解しておりますので、そうすると引き続き市町村の国保に対する考え方というものが保険料にも反映してくるということになりますので、国保をきちっと、やはり広域化された後でも、余りにも高過ぎる住民負担をどうしていくかというのをきちっとその市町村で考えていただきたいと思います。

例えば、特に毎回申し上げてるところですが、所得が200万から300万あたりの世帯が負担割合が最も高いんですね。これはほぼ所得の2割程度持っていかれるということになります。非正規労働者、小規模事業所の非正規労働者、あるいは零細事業者というのもこの辺りにかかってくるかと思います。ここら辺の負担割合というものの、例えば今までですと国保を1人1万円下げられないのかという話をしましたが、特にこの200、300万辺りの中所得ぐらい辺りの負担率を今後やはりどうしていくのかというところをやっぱり特化した、特に全所得者層においてもやっぱり所得に対する国保税の負担割合を少なくともやはり15%以下に抑えていこうとか、そういった見地からの検討というのもまた必要だと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 今の御質問にお答えをいたします。

先ほど言いましたように、保険料については市町村で独自に状況に合わせて設定をするようにしております。まだ具体的な設定についての中身がはっきり決まっておきませんので、その件については今後の検討になると思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 市町村としても財政をきちんと国、県が責任を持つように引き続き

要望していくということですね、市町村会としてもね。

それから、被保険者は正しい健康増進というものを引き続き保険者の、保険者ですね、引き続きね。保険者の立場として強く要望していただきたいと思うんですけども、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） この法律が5月27日に成立をしておりますけれども、今後また県と市町村共同で協議会が設置されるようになっております。その中で市町村なりの意見を出していくという形になりますので、今後、県と市町村の中で今後の制度のあり方についての協議が行われるというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これも車の両輪で、何か金を出せという話ばかりじゃなくて、そこ金を出さないと一番所得の低いというか、困窮してる層が多数入ってるここが一番セーフティネットのところですから、他の社会保険等とこれを同列で論じられると非常に問題があると思いますので、こちらについては引き続き市町村のほうでも独自努力、そして国に対してきちっと市町村として要望していく、県としても要望していくということを強く求めていきたいと思えます。

それから、②でございますけれども、1,700億円ということで財政支援があると。これは全国フラットにすると、被保険者1人当たり5,000円の財政効果があると。これは特に低所得者の軽減対策に使って、統一して措置されるということでございます。

特に、この2倍の3,500億円ということになりますと、例えば全国的、全国のほぼ法定外繰入額に同じということですので、一番法定外繰り入れしている財政の足りない部分を国が見ていくのかなという数字の見方でいいのかなと思いますが、大刀洗町の場合はこれが支給された場合に、どういうふうにこれを会計の中に繰り入れていくのか、そこら辺の具体的なところはいかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、お答えします。

今回の国の保険者支援制度は低所得者対策強化のため、保険税の保険税対象となる低所得者数に応じて平成27年度から1,700億円分が自治体への財政支援として拡充されるものです。これは従前から保険基盤安定負担金という自治体に対する国の補助金がございます。その中で保険者支援分という名目で保険税の軽減対象となった一般被保険者の方の人数に応じ保険税額の一定割合を公費で補填する制度が拡充されるという内容となっております。



そこで御質問の見通しと活用に対する回答ですが、町としましては、保険基盤安定負担金の制度の中で拡大して補助金の交付を受けることになろうかと思えます。

また、保険税の軽減分に対する補填金として国保の財政運営の原資として活用していくこととなります。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これについては、いろいろ今後どうなるのかとか、満額としては全額的に3,400億円ということで、法定外繰り入れ分については国がほぼ見るようなことを聞いておりますので、うちは幸い繰り上げ充用なり赤字というのはございませんので、国が言うような軽減分、軽減者の負担軽減であるとか、あるいは低所得者層の負担軽減のためにこれを活用していただきたい、これを強く要望するものでございます。

3点目でございます。全員協議会でも御説明いただいたところですが、町が建設し、指定管理している事業でありますので、本議会においても改めて問うものです。

事業開始から2年たちまして、町の葬祭場ですね。当初の見込みと実際の稼働状況はいかがでしょうか。また、今後の課題、対策についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

議員が言われましたとおり、全員協議会で詳しく説明したところであります。また同じように答えますか。同じように。じゃ、言いましょう。

まず、当初の利用、売り上げ目標と現状の到達についてであります。件数については、平成25年度が33件、平成26年度が46件となっております。また、売り上げについては、平成25年度は約3,350万円、平成26年度が約5,230万円となりました。当初計画と比較しますと、件数が約7割、売り上げについては約8割弱の出来高となっております。また、平成26年度においては収益のうち600万円を町に寄附することができました。

次に、今後の課題と対策についてであります。一番の課題は利用件数をふやすということが大事だろうと思っております。このため広報活動として新聞折り込みやチラシ配布などを実施する傍ら、現在200件ほど加入していただいておりますふるさと会員の新規加入促進を予定しております。

また、ニーズに合った価格帯でのプランの新設や施設を利用したイベント、展示会やセミナーなどですが、これを開催したらどうかというふうに考えております。昨年に引き続き近隣町村のほうにも広報活動を行いながら利用増につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 当初、平成２４年の９月に９月議会で説明を受けたんですが、そのときの葬祭場の事業シミュレーションですと、死亡者が大体１７０ぐらいで、死亡件数の約８割の方が御利用になるということでシミュレーションがなされておりました。第３年度目には１，７５０万程度の事業利益、４年度には２，５００万程度の事業利益が出てるといふふうにシミュレーションではお伺いしたところでございます。実際には３割、ですから２年度で言う１３２件程度の受注があるといふふうなシミュレーションでしたが、実際には寄附金６００万円があるとはいえ、４６件ですから、全死亡者の３割程度にとどまっているということは、かなりのこれは当初シミュレーションとの開きがあると思えますけれども、そこら辺については実際の実感といたしますか、大きな開きというのをどういふふうに担当では思っておりますか。

○議長（長野 正明） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 総務課、大浦でございます。

今の平山議員の御質問にお答えしたいと思います。当初計画におきましては、確かにおっしゃるとおり、２年度目につきましては、亡くなられる方が１６５件、あるいはその先はもう少しふえるという見通しを立てておりました。

これにつきましては、高齢化が進む中でそういった亡くなられる方も多いのではないかなといふふうに、そういったところの算定でございましたが、実際ここ５年ほどの死亡件数を見ますと、平均して１４８名ぐらいでございます。平成２２年度が１４４名、そして多いときで１５４名、２６年度が１４５名でありました。これにつきましては当初の見込みが少し言えば甘かったかなといふふうなところはございます。しかしながら、利用件数を見ていただきますと、昨年が３３件でございますが、今年度４６件といふふうに件数がふえているところでございます。そのところが若干件数の違いが出ているといふふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 死亡者の方の数じゃなくて、受注シミュレーションが全体の８割程度を予定、想定していたということがかなり課題でなかったのかと思うんです。

今後は例えば年間６０件の受注を予定してるけども、これについては死亡者に対する受注割合とか、その辺については今後は目標なりということはお立てにならないんですかね。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） これ営業がなかなか難しいんですよ。結婚式だったら予約してもらうのにはいいです、いついつとかいうことで。亡くなるほうはいつかわからんのでね、だから非常に難しいんです。

それと、実際使っていただいてよかったかどうかというようなことで、少しずつよかったよかったということで広がってるんだけど、そこ辺のところで、じゃ、何割だから何割っていう予測しとったからそれに合っていないじゃないかとね、それを責められてもどうしようもないんですよ。できれば議員の中でも非常に協力的に応援してもらってる方もいますけど、あなたも応援してください。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 私この建設のときにも申し上げたんですけど、もともと民間業者さんなりJAさんが事業として行っていたところに町が町費を使ってこの事業に、もうかる事業だからということで参入していくと、町内に葬儀場がないとはいえですね。それ自体がもうどうなのかと、私は町としてやるべきことじゃないと、仮に利益が出るにしてもですね。

ですから、今回は利用をふやしてくれとか、もっと売り上げを上げるように頑張るということについても、そこは手放しでここを頑張れというスタンスではございません。

もうちょっと論点を整理したいんですが、当初の説明では、これは非常に利益率が高いと、いわばもうかるというような説明があったわけです。ところが、その後の議会が二転、三転する中で、答弁の中で、これはもうけでやるんじゃなくて福祉だというような答弁も出てきたと。相反するような答弁が起きてるんですけど、現時点での町のスタンスというのは、例えばもうかる事業である、いや福祉である、ここを整理したいんですけど、どのようにお考えですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 福祉とか言った記憶はちょっともうよく覚えてないんでね、覚えてない。だけど、これは町としてはやっぱり何か稼げる事業があったほうが良いと、そう思っていますから、悪くないんじゃないかと思っています。

そして、ただ町が稼ぐだけではなくて、経済効果も結構あるんですね、そんなに額としては多くないけれども。町内の人を何人か雇ってるし、それから花屋さんとか仕出し屋さんとか、そういうのをいろいろ含めると1,600万か700万ぐらいの効果はあるわけです。ですから、そういうところも考えていただきたいなど、そんなふうに思います。

それから、さっきの、あなた何でも反対するけど、さっきの保育園の話もしてくれんですか。あなたずっと徹底的に反対した保育園ですね、民営化を。だけどそれを民営化したからね、現実にはいろいろ補助ができたわけだから、その辺をどう考える。

○議長（長野 正明） ただいまの町長の反問については、一応議員の判断で答弁しなくてもいいです。する場合はしていただいて結構です。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 町が、大刀洗町がいろいろ財政調整基金15億円をはじめとして、

財政非常に厳しく、何て言うかな、比較的基金も含めて余裕があると、そういった中で保育園の民営化そのものについての財源がそのまま保育料に移ったという論調については、私はそのまま賛同できるものではありませんし、仮に民営化しないまでも保育料をどうしていくか、あるいは国保料をどうしていくかという議論は十分に可能であろうと思いますので、そういう財源論についてはちょっと賛同できません。

それから、民営化に伴ってさまざまな問題もありますし、先ほど障がい児の加配をやると、しかし、実際にはもう保育士が待遇の面から、とにかく募集をかけても来ないと、それから、余りの条件の悪さに3年間で残念ながらおやめになっていくというのが全国的な課題ですし、大刀洗もぎりぎりの人たちでどうにかこうにか回してるという、現場からも悲鳴が上がっておりますので、これについてもそういった、仮に町長が民営化の財源というのをおっしゃるのであれば、そういった待遇も含めて町が保育に責任を持つ実施主体として、そこら辺の改善、あわせてその保育料、だから民営化して保育料が下がったというのであれば、じゃ、何で今度上がったのかという話になりますからですね。そこら辺もぜひ議論していきたいと思います。いいですか。

それから、例えば、だからこれも民業で成り立ってたということで賛成ができないんだけど、例えば寄附金を原資に、これから今後も利益が見込まれるということで、たしか一時期この利益を子育てに使うというような発言もあったので、私はそういう子育てを建設の人質にとるようなことはどうかということで取り消してもらったんですけど、また、もしこれが町長のおっしゃるように、こういった寄附金が着実に町に還元されるということであれば、これをまた特別の財源としていろんなものに使えるということもあると思いますけども、今のところは一般財源のほうに入ってるんですね。その辺については今後どうお考えですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

ことしが3年目なんですね。それで、今年度やってみてどの程度かというのをある程度判断できるようになるのではないかと思います。安定的に見込めると、利益がある程度見込めるということになれば、それはその使い道を例えば何かに充てるとかそういうことはできますけど、今のところはまだちょっとその判断は難しいかなと思っています。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 予断になりますけど、例えばふるさと納税なんかもお礼合戦が過熱して、非常に総務省でしたっけ、適切な法の趣旨に逸脱しないような制度をとということでくぎを刺されているんですけど、例えばふるさと納税いただいた財源をこういうふうに使わせていただきますとか、そういう用途型の提案ということで、皆さん方の賛同を募ると。あるいは、こういった寄附金を特定の財源に回すことによってさまざまな福祉向上に充てていくという考え方もあ

ろうかと思います。

きょうは全体といたしまして、住民の方への説明が不十分でなかったとか、あるいは今後はそういう周知を徹底したいという答弁もありましたので、その線に従って住民の方との意思疎通を十分に行っていただきたい、このことを全分野において申し上げまして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長野 正明） これで平山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、6番、林威範議員、発言席からお願いします。林議員。

6番 林 威範議員 質問事項

1. 介護予防と住民参加の両立を更に図れないか
2. 正規職員の中途採用、定員管理計画の考えについて
3. 子どもたちへの思考力・判断力・表現力の育成は進んでいるか

○議員（6番 林 威範） 6番、林威範でございます。それでは、質問してまいります。きょうは横から聞いてますと反問権が多用されていて、傍聴の方は非常におもしろいのではないかなというふうに思いますし、それが議会としては健全な姿ではないかなというふうに思いますので、こちら側からも注文だけではなくて、アイデアとかも出しながら質問してまいりたいと思います。

まず1問目、町長に質問いたします。介護予防と住民参加の両立についてでございます。

介護保険の認定は要支援1・2、要介護1から5の7段階に分けられています。そのうちの要支援1・2の方を対象とした事業の一部を自治体が担うことになっておりますが、厚労省の調べでは今年度から既に取り組んでいる自治体は全体の7.2%、最終年度、再来年になりますけれども、その時点で取り組む自治体が67.7%と言われておりますので、今後多くの自治体の介護予防政策の重要度が、格差が明確になってくるというふうに考えます。

大刀洗町でも介護予防の取り組みはありますが、議会でもいろんなところに視察をいきますと、結構費用がかかっている割には、住民の自立や参加については不十分ではないかなというふうに感じております。行政へお任せではなくて、介護予防の取り組み、高齢者の居場所や生きがい、住民の自立を促す政策や仕組みづくりが必要だと思っておりますので、それらの点について執行部の考えを問います。

いろんなところで調べますと、例えばですけれども、介護支援ボランティア制度を導入して地域で高齢者を支えていたりとか、シルバー人材センターを町単独で取り組んでいたりとか、防災士の資格取得を推進して自主防災組織の強化を図ったりというところで、高齢者の居場所とかやりがいとかも含めつつ、そんなに大きな費用もかけずに介護予防にもつながっているようないろんなところがありますけれども、それらについて具体的に考えがあれば答弁を求めたいと思いま

す。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、林議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の高齢者の健康増進、福祉コスト抑制のための施策の工夫について答弁をいたします。

住民の健康増進、また、そのための事業などに住民参加を促進することは介護予防につながり、福祉のコスト抑制にもつながりますが、これらの取り組みは国を上げて現在取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築と大きく関連します。地域包括ケアシステムの構築については、平成29年4月を目途に準備を進めていますが、特に新しい総合事業の中では住民主体のサービスの提供も盛り込まれており、市町村の施策の工夫が求められています。

介護ボランティア制度の導入については、ボランティア団体の育成の問題、制度の仕組みや体制整備の問題などにより本年度は見送っていますが、今後介護予防につながるボランティア団体や地域での取り組みなどが充実し、これらの問題が解決されれば導入を検討していく予定です。

次に、シルバー人材センターを町単独で取り組み、活動の場を広げることについては、単独化に向けては100人以上で可能となります。現在の会員数は100名をわずかですが下回っています。まずはPR活動を積極的に行うなどで会員をふやし、あわせて新たなサービスに取り組むなど事業活動を活発にする必要もあります。

本年度についてはシルバー人材センターの500円ワンコインサービスのお試し券を65歳以上の高齢者のみの世帯に配付し、会員増と活動推進を行うこととしております。

防災士のこともいいですか。

○議長（長野 正明） はい。

○町長（安丸 国勝） 続いて、防災士についてですが、これは地域における防災と防災力向上の活動をするために十分な意識、知識、技能を有する人を日本防災士機構の基準に基づいて防災士として認定するものです。防災士が自主防災組織の中核となって活動の充実に努めている例は久留米市や筑前町などでございます。

防災士の資格取得には事前課題を含む丸2日間の講習や試験、また総額6万円ほどかかる受講、登録費用などハードルが高い面もございますが、自主防災組織の活性化は地域にとって防災力の向上はもとより、さまざまなメリットがあると考えます。

いずれにしましても、地域の力を高めることは今後の地域福祉の向上につながると考えており、各校区センターや各区の公民館などでは自主的に健康体操を実施するなど、地域の中から人材を発掘し、サポーターとして活躍いただいているところであります。さらにこのように地域で活躍

できる人材やボランティア団体などがふえていくことが大切であり、そのための支援をしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。林議員。

○議員（6番 林 威範） それでは、一つずつ聞いていきたいと思います。

介護支援ボランティア制度、随分前から言っているんですけども、ボランティアをされた方に、例えば地域のプレミアム商品券をお渡ししたり、500円券になったりとかいうところで取り組みをされているところがありますが、答弁を簡潔に言うと、今後考えていくということではないんですか。どうでしょう。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 林議員の御質問にお答えをいたします。

今ありましたように、県内では10の市町村が取り組みをしております。その中で町は4つです。篠栗町とか4つの町が取り組みをしております。ただ、筑後地区では久留米地区、一番近いところで久留米地区が取り組みをされてありますけれども、なかなか課題もあるといいますか、なかなか活動が広がっていないところもあるのかなというふうに思っております。

1つは、久留米市につきましては、登録が146名ぐらいということで、なかなか、まずはその制度を何のために実施をするかというのがあると思います。今ポイント制でされてあるのは、1つはボランティアをすることに対するポイントというのが1つと、後は、そういうふうないろんな介護予防の活動に参加される方も含めてポイントを付与しているという、2つの取り組みがあるということです。

それから、今ありましたように、年間5,000円を限度とした現金、または地域振興券とか、そういうふうな換金をするというふうな取り組みがされております。まずは、どういう形で制度を導入するかということをも十分検討した上で進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 今後、健康体操なども各行政区でというような取り組みの話も聞きますので、わざわざ外から高いお金を出して先生を呼んでくるのではなくて、できるだけ予防も兼ねながらいろんな方の場所になるように、問題点もあると思いますので考えていっていただきたいというふうに思っています。

それから2番目は、シルバー人材センターについてですが、小郡と今は共同でやっていて、お便りを見ますと大体80名ぐらいでしょうか、5月の末でですね。今年度からは学校用務員もシ

ルバー人材センターに委託をしたり、いろんな取り組みがなされていますので。なおかつ高齢者の団塊の世代の方たちもぐっとそのシルバー人材センターに登録できる年齢になりますので、単純に言うと、今出している補助金が何か非常にもったいないなというのがあって。800万ぐらいでしょうか。それが本当に生かされているのか、ただ向こうの人件費になっているのではないのか、それだとしたら町で雇用というか、活動費に充てたほうがいいのかというふうに思ってるんですが、当面は100名以上になるようにPRをして、100名以上になってから考えるというところでもいいでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 実は二、三年前から小都市と一緒にではなくて、大刀洗だけでできないかというようなことはちょっと話してるんですけども、どうしても100名以上いないとできない。補助金が何かつかないとか、そういうことがあるようです。もう少しその人数をふやすということがまず先にあります。

それで、具体的な例えば仕事、もっと福祉関係にうんと入ってもらいたいなと思ってるんですけど、その辺の協議まではまだ詰めて話しておりません。

ただ、同じ規模ぐらいの町というか、うちよりも人口がちょっと少ないんですけど、大木町なんかは200名ぐらいおられるようですから、もう少し努力してメンバーをふやしていただければなと思ってるということです。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 実は、シルバー人材センターにつきましては、平成24年度に行われました事業仕分けの中で一つ検討をされております。その時点で大木町の状況、あるいは単独になった場合はどれぐらいの補助がないと運営できないかということも一応試算をされております。ただ、先ほど答弁にありましたように会員数、まずは会員数ですね。それと、幾ら会員数をふやしても事業、稼働率、就業率といいますか、仕事がなければ当然会員数は減ります。そういうことで、一番多いときで98名ぐらいだったかと思っておりますけれども、やはり会員数をふやすためには当然仕事もいろんな仕事もつくっていくというか、いろんな仕事を考えていくということが必要だろうと思っております。

今ありましたように、今年度につきましては、町で委託、派遣事業ということで新たな事業等も委託をしておりますけれども、まずは今後高齢化、少子化に向けて、町の事業をどういふものを担っていけるかということで検討を進めながら事業を考えていく、それにあわせて会員数をふやしていくということが必要だろうと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。



○議員（6番 林 威範） 今後2025年までに高齢者の方が非常に急激にふえますので、いろんなところを生かしながらやっていていただきたいと思います。

3つ目に出してます防災士ですが、大堰校区の地域づくりで視察に行きました、久留米市にです。そこに防災士、自治体で防災士会というのをつくっていらっしゃる、高齢者の方たちが非常に生きがいを持って一生懸命やられて、防災のときに使う食事を子供を呼んで出したりとか、避難訓練をしたりとか、例えば充て職だからそこにいるとかではなくて、しっかり防災士という役割でいる、生きがいを持ってやられている方たちが非常におられたので、そういうのも取り組んでいかれたらどうかというふうに考えているんですがいかがでしょうか。防災士に限らずです。防災士は例えばの一例なんです、それ以外でもそういう高齢者の方たちに生きがいを持った場というのを役割とともに与えられないかなというふうに思って質問をしています、例えば防災士についてはどうでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 防災につきましては地域振興課と思いますけれども、ただ、地域での防災につきましてはいろんなところがかかわる必要があるんじゃないかというふうに思っております。

例えば福祉面から言えば、要援護者見守りネットワークということで、各行政区で取り組みが行われております。また、災害時の支援、要援護者支援制度とかもございますので、そういうふうな福祉、それから地域づくり、それから防災含めて一緒に今後校区の防災についてはどういうふうな形で組織なり取り組みでやっていくかというのが協議が必要だろうと思っております。

それと、もともとの地域のかかわりとしてですけれども、今いろんな福祉で取り組みを進めておりますけれども、例えば認知症対策につきましては、大刀洗校区のほうで認知症カフェ、あつたかカフェいぶきというのができております。これはまさに地域のほうから地域のいろんな取り組みの中、あるいはグループホームのいろんな協力を得て、地域の中でそういうふうな見守りをしていくというカフェとかができております。そういうふうな形で、地域の方のいろんな活動について支援をできたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） はい、わかりました。議員は反対ばかりして何もアイデアを出さないんじゃないかと言われるように、こちら側からも思っていることはいろいろ提案していきたいですし、認知症カフェとか、新しい取り組みについても勉強していきたいと思いますので、今後共に介護予防と住民参加を考えていきたいというふうに思っております。

では、2番目の質問に行きます。正規職員の中途採用と定員管理計画の考えについてです。

正規職員数の年齢層の分布にばらつきがあります。完全にフラットになるのは無理でしょうから、ばらつきがあるのは当然だというふうに思いますけれども、例えば早期退職であったりとか、ホームページに載せられているのを見ますと、今の56歳から59歳が13人いらっしゃって、そこが抜けたときにどうなるのかというような不安もありますので、過去にも数名の議員から質問があったかと思えます。今後を考えると中途採用も考えたりとか、定員管理の計画も要るんじゃないかなと思えますので、考えについて答弁を求めます。

また、総務省から自治体に定員管理計画の策定を求めるといようなお話もありましたので、6割の自治体は計画があると、25%が検討中というふうな回答になってるかと思えますので、それらの考えについて答弁を求めます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えいたします。

林議員の御指摘のとおり、正規職員の年齢層分布において50歳代前半の職員数が少ないことは認識しております。この点については全職員のスキルアップを図り、職員の能力を底上げすることによって町政に影響を及ぼさないよう対応してまいります。そのため職員数の少ない年齢層を補助する意味での中途採用は考えておりません。

次に、定員管理計画の策定の必要性についてであります。ここ数年、退職者の有無にかかわらず、年齢構成の平準化を図るため、毎年採用試験を実施しており、優秀な人材がいれば、退職者数にこだわらず人材を確保しております。しかしながら、基本的には安易な人員増に頼るのではなく、事務の効率化及び職員それぞれの事務能力の向上を図りながら、住民サービスの低下を招かないように努めております。

このように、職員採用については、職員の年齢構成などを考慮しながら優秀な人材を確保するために、その時々に応じて柔軟に対応していく必要があります。今のところ定員管理計画の策定は考えておりません。

心配していただくのはありがたいんですけども、この数年先に困らないようにということで、今若手の人たちをなるべく早く係長にしたりということで対応してるところです。それで足りないところを入れれば、それで済むのじゃないかとか、そういう考えもあるかもしれませんが、私はもともと10年ぐらいたってちゃんと仕事ができなければしょうがないんじゃないかと思っていますので、個人プレーではなくて組織でやっていきますから、そう心配をしていただくなくても大丈夫です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） じゃ、心配しませんというわけにはいかないからですね。やっぱり総人件費を見ると、どうしても正規職員が減った部分を嘱託や臨時に頼っているように見えます

ので、総人件費がふえるのであれば、責任を伴う正規職員を中途採用することも考えつつ、そこに、この人いいから採用とかいうことではなくて、しっかり決まりを持ったほうがいいんじゃないかなというふうに思って質問をいたしました。

大刀洗町の職員定数条例というのがありまして、それを見ますと115人というふうに書かれていて、今81人ですかね、ホームページに載っているのを見ると。そこに差もありますので、町長が行財政改革の中で定員を減らしているのはわかるんですけども、何か余りにも決まりと乖離しているのではないかなというふうに思いますが、そこはどうお考えですか。

それともう一つ、町の方からは嘱託職員が多いことで助かるというような意見もあるんですよ、町に雇われているので。なので、嘱託職員がいけないとかいうわけではないんですけども、ちょっと規則と乖離しているのではないかとは思いますがいかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その職員の定員を守らなければやっていけないかという、そこ辺はちょっと疑問があると思うんですね。今現実には少ないわけですけど、それでちゃんとやってるわけですね。ただ問題は、先ほど指摘されたように、非正規の職員が多くてそれで賄っているのではないかというね、そこ辺がありますけれども。実は去年の新聞だったかな、元日の西日本新聞に大刀洗町は非正規の職員が九州でベスト3ぐらいに入るくらい多いんですね、そういう記事が元日の新聞にバンとついたので。そのとき、非常に、これじゃいかんとか、もともとちょっと多過ぎるのではないかと思ってましたけれども、そういうところで改善しようということで、例えばことしは給食を外部委託にした、そういうことでかなり減ってると思います、その比率はね、ですけども、もうちょっと非正規の職員のほうは見直す必要があるのではないかと思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） きょうの前半のいろんな質問から、何かいつの間にか変わってるとかいうような話もあるんで、条例もありますので、それに対して根拠も示しながら、変更するなら変更するで、いろんなところで条例改正も伴いながらやっていただければなというふうに思います。

若い方たちが育つというところで、心配するなということでしたので、はい、これで2番目の質問は終わりたいと思います。

3つ目、教育長に質問をいたします。子供たちへの学力の変化が言われております。時代の流れとともに知識の暗記量重視の学力から思考力・判断力・表現力も必要となってきました。

中央教育審議会というところがセンター試験廃止を提言しておりますし、2020年の大学入

試のときには制度が大きく変わる可能性もあります。制度が変わるからという理由だけではなく、今後社会に出たときにしっかり生きていけるというか、自立した大人になってもらうためにも思考力・判断力・表現力は必須であると思っております。

教育委員会の施策を見ますと、それらの力をつけるために言語活動の充実といったような項目がありますが、現時点で本町での取り組み、またはその言語活動充実についての進捗についての答弁を求めたいと思います。

また、中学校におきましては、各教科で教員がかわりますので、言語活動の充実については国語科、特に国語科を中心とした教科間の連携も、教科間の教員同士の連携も必要だと思っておりますが、そのような取り組みについてあるか答弁を求めたいと思います。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、林議員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず、知識量、知識の暗記量、つまり基礎的・基本的知識、技能と思考力・判断力・表現力の関係について述べたいと思います。

学習指導要領には、確かな学力を育成するためには、まず基礎的・基本的な知識・技能を確実に修得すること。また、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力・その他の能力を育むことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要があるというふうに記述されています。

そこで各学校の学力実態に応じまして、そのバランスを考えた上で4月に学力向上プランを作成し、確かな学力を育成するための取り組みを行っているところでございます。

次に、思考力・判断力・表現力を育成するための言語活動の充実についてですが、本町では先ほど述べましたが、学力向上プランに各学校の重点目標や学力における課題に基づいて言語活動の充実を図るための取り組みを明記し、実践しております。

例えば、台形の面積を求めるときに、具体物を用いたり、言葉、数式、図を用いたりして考え、そこで導き出した自分の考えを友達にわかるように自分の言葉で説明する活動を行うなどしております。

このような活動を位置づけた学力向上プランは各学期ごとに評価見直しをいたしまして、改善を図っておるところでございます。

最後に中学校における教科間の連携の進捗状況について述べます。

昨年度は全教員が授業を公開いたしまして、確かな学力を育成するための授業の進め方について教科の枠を超えて研修を行いました。具体的には6月に国語の授業を全教員で参観し、その後、北筑後教育事務所の指導主事、教育委員会事務局及び中学校教員全教員で公開された授業のよさや問題点、今後の授業のあり方を協議いたしまして、自分の教科でも取り入れられるべきことな

どについて共通理解を図ってきました。

また、学校運営協議会の委員の皆さんや小学校の学力向上担当の教員も参加いたしていただき、その授業協議会も11月に実施しております。

本年度も全教員が参加して授業協議会の回数をふやしていくように計画し、より教科間での連携を深めていけるように計画しているところでございます。

ちなみに、去る6月5日に行われました第1回目の英語の授業協議会ではさまざまな意見が飛び交い、教科間の連携が着実に進んでいるというふう実感したところでございます。

いずれにいたしましても教育は即効性があるものではなく、大変時間を要するものであり、息の長い取り組みと皆様の御支援が必要です。今後ともどうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。林議員。

○議員（6番 林 威範） それでは、再質問をいたします。去年かおととしか教育長の答弁の中で、そろそろ中学校の学力は上がってくるはずだというようなお話がありました。平山議員の質問でもありましたが、やっぱりお金をつぎ込むのではなくて、最終的な定住は小学校や中学校の学力といったところにも大きくかかわってくるように思いますので、今後も先生方の努力と保護者としても頑張っていきたいというふうに思っております。

ちょっと質問には出しておりませんが、教科間の連携だけではなくて、非常に学力が高い学校では、普通は1年生の数学は全員同じ先生が教えるので縦で、全ての学年を全ての先生が教えて、それぞれの先生同士が縦割りで各学年の問題点を抽出しているような、福井県だったかと思いますが、ありましたが、その縦割り、横割りの授業の構成についてはどのようにお考えですか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 縦割り、横割りの話ですが、技術的に可能かどうかは別問題といたしまして、現在、各学年に国・数・英については1名ずつぐらい配置できております。4クラスを1人が全部持つという形ですね。したがって、週間の授業時数が20時間から23時間ぐらいをお1人で担当していることとなります。これは1冊の教科書でできるわけですが、当然のことながら縦割りにいたしますと、教科書が3冊になりますですね。

そうしますと、同じ持ち時間数であったとしても、いわゆるその教材研究にかける割合が3倍になります。それは現状の人数のままそれを導入したときには、恐らく相当先生方の負担感が高くなるだろうというふうに予想できます。それは福井県にしましても、秋田県にいたしましても人的配置も相当厚くやられておりまして、福岡県でなかなかそこまで届いておりません。本町単独でそれをやるには相当やっぱり人的配置についての財政的支援が必要になってまいりますの

で、現体制のままでそれができるかと言われれば、なかなか困難であると言わざるを得ない。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。小学校に比べると中学校は、ちょっと言い方失礼かもしれませんが、1回教えれば、また1回同じことを教えるので工夫をすればできるのではないかなとも思いながら、先生たちは大変だろうなと思って見ておりましたので、今後縦割りだけに限らず教科間の教科先生たちの連携を重視して行って、子供たちの学力がどんどん上がっていけばいいかなというふうに思っております。

私も子供がおりますので、保護者としてもしっかり教えて行って、トータル的に大刀洗の学力が上がって、ここに定住したいと言われるような地域になるように子ども課とも一緒に頑張っていけたらというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これで林議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで午前中の一般質問を終わって、午後は1時10分より、午後1時10分より再開いたします。

休憩 午後0時05分

.....

再開 午後1時12分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き一般質問を再開いたします。

8番、花等順子議員、発言席からお願いします。花等議員。

8番 花等 順子議員 質問事項

1. 住民協議会について
2. さくら市場について

○議員（8番 花等 順子） こんにちは、8番、花等順子です。今回は住民協議会とさくら市場とのことについて質問をいたします。

住民協議会は、平成25年の12月に設置され、25年度は試行期間として、ごみについて協議されました。26年度は、2分科会19名を3分科会45名に拡充されて、地域包括ケアについて3回、地域自治団体と行政の役割について3回協議され、それぞれ答申書が町長に提出されております。

住民協議会は、他自治体においても設置され、まちづくり条例をつくったり、まちづくりについて協議されております。

大刀洗町では、委員の無作為抽出による選任で、構想日本の指導により協議会が進められております。これは全国的にも珍しいやり方だと聞いております。

本年度も、構想日本に対して住民協議会実施委託料398万6,000円と住民協議会委員報酬、いわゆる費用弁償が72万円、郵便料10万円の合計約500万円が組まれております。

そこで、順次質問いたします。

まず、住民協議会の意義と目的をお聞きいたします。

2番目に、住民協議会から3回とも各委員の提言が提言書として提出されておりますが、その提言の内容をどのように感じ、受けとめてありますでしょうか。そして、その提言をどのように検証してありますでしょうか。また、行政にどのように取り入れ具現化されるのでしょうか。

3番目に、住民協議会の委員の選任の仕方はことしも今までどおりでしょうか。

4番目に、今まで構想日本の指導を受け、提言のまとめも構想日本がなされているようですが、構想日本の指導は必要でしょうか。

5番目に、住民協議会は総務課が担当していますが、住民協議会の性質上、本当に総務課が担うべきものでしょうか。

最後に、3月25日に東京でありました構想日本主催のJ. I. フォーラム、ジャパン・イニシアチブ・フォーラムの中で、大刀洗町の住民協議会の取り組みを安丸町長が報告されました。その中で、安丸町長の「住民協議会は本来、議員にやってもらいたい」という発言がとても印象的だったと4月5日の西日本新聞の論説欄に掲載されました。私は、町長のこの発言を決して否定するものではありませんが、もう少し町長の発言の真意をお聞きしたいと思っております。答弁ください。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、答弁をいたします。

まず、住民協議会の意義と目的についてであります。町のさまざまな課題を行政任せにせず、町民が町の施策や課題を自分事として、解決策や税金の有効な活用方法を考え、議論するための取り組みであり、町民の政治や行政に対する参加意識、当事者意識の向上を目的としております。

次に、提言については、納税者ならではの発想や考え方など、貴重な御意見を頂戴しております。いただいた御意見は、庁内でも協議をし、担当課で精査し、今後の行政運営に活かしてまいりたいと考えています。

次に、委員の選出方法についてであります。これも前回と同じく、電算システムにより無作為抽出の方法で委員となる候補者の方々を選出し、アンケートにおいて参加の意向を伺い、参加を希望する方の中から年齢、性別、職業などのバランスを考慮しながら、事務局にてくじを行い、委員を選びたいと思っております。

次に、構想日本の指導の必要性ですが、現在、委員の方が議論を行う上で、論点整理や提言の

まとめなどのコーディネーター役として、政策シンクタンク、構想日本の支援を受けております。

継続して構想日本の支援を受けることは望ましいことではありません。といいますのも、この住民協議会の目的は、さきに申しましたように、町民の方が町の施策や課題について自発的に協議できるような雰囲気醸成するものであり、また付随して職員の意識改革を図るものです。

しかしながら、現状を考えますと、選任した委員にコーディネーター役をお願いすることは難しい面がありますので、当分の間は第三者機関を活用してまいります。また、第三者が間に入ることによって、行政とは異なる視点での議論が期待できることや、職員が会議運営のノウハウを学べるというメリットがあると考えています。

次に、担当課についてですが、現在、総務課が担当しておりますが、住民協議会の目的や内容の捉え方によっては企画部門が担当したほうが良いとも考えられます。住民協議会を設置して一年がたち、担当部署も含め、問題点を改善しながら、さらに実のあるものにしていきたいと考えております。

最後に、住民協議会は本来、議会にやってもらいたいという発言の真意であります。住民協議会については、私の諮問機関として設置していますが、二元代表制の一翼を担う議会の皆様も同様に、町の課題や問題などを住民と一緒に考え、町にとって何が必要なのかを議論し、その課題解決に必要な条例案の提出などをしていただきたい、大刀洗町の発展のため互いにやっていきましょうというような趣旨で発言したものであります。その点を御理解いただきたいと思っております。

それから、3月の予算特別委員会などの発言で大分厳しい意見がありました。何も日ごろ行政と関係ないような者を集めて、それで提言をしたもので、それで役に立つのかとか、そういう意見も、あなたが言われたね。あなたが言われている。議事録にある、ここに。

そういうことを言われたけど、それは、そういう指摘にも当たらないかもしれないかもしれんけれど、実際問題として、この住民協議会というのは、さきの平山さんの質問のときも答えましたが、白か黒かという、そういう判断をするようなところではなくて、いろいろ意見を出してもらって、やっぱりその中から住民目線でどういう意見があるのかというのをやっぱり知る必要があるだろうと思うんです。

そして、議会報告会も開催されて、どのくらいの方が参加されたかというのもある程度知っておりますけど、少ないでしょう。だから、それではどうかなと思うんです。だから、もっとみんなが集まるような仕組みを考えたい方がいいのではないかと、そういう思いがずっとありますから、それでこういう東京での発言だったんです。

今、非常に地方自治に対しての、うちだけじゃなくて、全体的にそうですけど、いろんな不信感があって、投票率がものすごく下がっていますもんね。だから、そういうこともありますから、なるべく多くの人に関心を持ってもらうような仕組みをつくる必要があると、そのように思っ



いますので、住民協議会はこれからも続けていきたいなと思っています。

ですから、議員の皆さんも積極的に参加していただいて、ほんのちょっとだけちょこちょこっ  
と聞いて、いろいろ批判するのじゃなくて、しっかり最初から最後まで参加していただいて、ど  
うかなというのを見ていただきたいなと、参加していただきたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 最初から議論していてもいいと思うんですが、先ほど町長のほう  
から言われました住民協議会の目的、住民の人の新鮮な意見を聞く、これは私も大賛成です。当  
然、議員がすべきことでもあると考えております。

その中で、住民協議会、45名の方が参加されて、3月の答弁の中でも、そういう人たちが町  
の行政に関心を持って、そして町政にかかわってくるということを目的としているということも  
ありましたが、そうあるのが本当だと思うんですけど、それが本当にそうなっているのかなとい  
うのはとても疑問に思うところですが、そのことはまた後で議論しましょうか。

それで、意義と目的をお尋ねいたしましたが、それが今度のこの提言書の中で達成されていた  
と町長はお考えになっていますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） ちょっと質問の意味がよくわからないんだけど、もう一度。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） すばらしい提言書が出ております。この提言書をごらんになって、  
町長が思ってた目的が達成されたとお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この提言書といいますか、これが全てではないと思っているので、これも  
大分批判をされているんです。これは構想日本がいいようにまとめてしまったんじゃないかと  
か、そういうふうに思われとっちゃろ。そうじゃないならいいけど。

これは、ただもうそのときに出た議論をまとめているだけで、何か意識的に構想日本がこんな  
ふうにかまどめたいとかちゅうことでやったんじゃないんですよ。だから、いっぱい意見が  
出ているものをまとめてあるだけです。これを今後どのように実施していくとか、そうい  
うことになるです。

ただ、それを何でもかんでもここに出ているものが全ていいとか、そういうふうには思いま  
せん。その辺は、これからはちゃんと取捨選択をしていきたいと、そういうふうに思っています。  
ですから、これがどうかこうかというよりも、この中でどれを取り上げるかということが大事だ  
ろうと思います。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 私もこの提言書を見て、問題提起、何が問題がどこにどうあってというのがたくさん出ていますけど、結局は合議としての意見書にはなっていないわけです。こういうところにはこういう課題がありますというのが各委員さんから、だからグループの意見とかじゃなくて、各個人の意見として出されたことが羅列されているというふうに私は読んだんですけども、それでよかったのかな、もう少し、町長としてはもうちょっと期待なさっていたんじゃないかなと思っているんですが。もう少し具体的な提言があってもいいのかなというふうに私も思いますし、町長もそこを期待してあったんじゃないかなと思うんですが、そこら辺のところをお聞きしております。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

先ほども言いましたように、これで何か結論を何としても出したいとかという、そういう会議ではありませんので、いろいろいっぱい意見が出ると。そういうことでいいのではないかと考えています。その中で、取り上げるものは取り上げると、そういうことですから、だからこれで期待をしていたものが出たかどうかというような、そういう判断はしていません。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この中から取り上げるというのも、言ったら、ごく一人の意見かもしれないわけです。一人の意見ということは、その後ろに何人もいらっしゃるというのは考えられますけど、それは私たちにとっても言えることではありますけれども、そこら辺を考えたの施策にしてもらいたいと思っておりますが。

せっかく住民協議会に参加された方が、その後、行政参加につながっていくのかというところがどうなるのかなというのが非常に、だからそこは行政が努力をしないと、あっただけに終わってしまうんじゃないかなとも思っております。

それが証拠にはといいますか、先ほど出ました議会報告会にも住民協議会に参加された方の出席は二、三名だったと思います。これを見ても、本当でしたら意識的に来てもらいたかったなと思いますし、後から私として反省するのは、そういう人に特別案内を出すことも必要ではなかったかなと思いますが、そこら辺の生かし方をどのように考えてありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そういう参加していただいた方を特別にいろいろ集めて何かをやるよとかというようなことはまだ考えていませんけど、いずれそういうことはやっていきたいなというふうに思っています。ですから、議会報告会も、参加してもらった人たちに特別に何か連絡すれば、もっと多くの方が来られた可能性はあると思うんです。そういうところは、行政のほうもですけ

ど、議会のほうでもちょっと考えていただければなどは思います。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 私も後からそう思いました。せっかく行政に関して関心を持ってもらった方たちを置き去りにしてしまったなどというのは、後になって反省をしたんですが、せっかく住民協議会の委員になられた方も、そういう意識のもとに動いて行ってほしいなという希望を持っております。

それから、構想日本の指導は必要かという質問なんですが、これは、私も住民協議会に傍聴に行きまして、感じたことは、最後の地域と行政との関係の中で、言ったら、委員の方が、隣組と行政区と校区の判断というか区別もよくわからない方が多数いらっしゃったことにはちょっと驚いたんです。だから、そういうところはもうちょっと事前に勉強した上での住民協議会であってほしかったなと思いますし、その中で声の大きい人が発言をすると、構想日本の人たちも大刀洗の実情を御存じないわけです、その中で、その発言を100%として受けとめられると、ちょっと違った方向が出てくるんじゃないかなという感じを受けたのですが、町長の感想はいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 構想日本も大体関東の方が多いですし、まちの規模も、うちよりも大きいようなところばかりで、大刀洗町の仕組みを本当にちゃんと理解しているかということ、そこら辺はちょっと問題があったかもしれません。これからやっていくときには、事前にそういうことは調整していきたいなと思います。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 先ほどの町長答弁の中でも、構想日本の指導をいつまでも仰ぐのが望ましいことではないという発言がありましたが、私もこれは職員でやれるのではないかと考えておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） これをなぜ構想日本に依頼したかということ、行政のほうでやるとやっぱりほかの審議会と同じようなことになる可能性があるんです。ですから、行政のほうではタッチしないで、何でも出してもらおうとか、そういうほうがいいだろうということで始めたんです。ですから、いつまでもこれにこだわるというつもりはないですけれども、本当にそれがうまく運営できるという見通しがなければ、じゃあすぐやめるとかというふうにはできないだろうと思うんです。だんだん慣れていって、誰か例えばメンバーの中でも、そういうのを指導する方がひょっとしたらできるかもしれない。ですから、いつまでも構想日本に頼るというつもりはないというのはそういうことで言っているんです。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） それから、この住民協議会は職員の意識改革の一環を含んでいるということですけど、その職員の意識改革というのはどういうことを指して職員の意識改革ということなのでしょう。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 例えば、隣のことは知らないよというような、そういうところが結構あるんですよ。隣の課が何やっているかはわからない。ですから、みんなが何でもわかるような仕組みにしたいなというものもあるんです。

例えば、外野にゴロが転がって行って、センターもライトも自分のところじゃないといって知らんぷりするような、そういうところが結構行政の中にはあるんです。ですから、それをカバーできるようなチームプレーが必要だと、そういうふうに常々思っていますから、とにかくみんながもっとレベルアップするためには必要なことではないかと思うんです。

それで、住民の方が住民目線でいろいろ言われることが、行政にいる人たちにとっては何か常識外のことかもしれないんですよ。ですけれども、そういうこともあるということをやっぱり知らないといけないんです。税金を払っている人たちがどう思っているかということ。ですから、そういうことで職員の教育にもなると、私はそのように思っています。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、町長の答弁の中に職員の連携の話がありましたけど、これも私も見ていて思ったのが、担当課は当然一生懸命やっています。取り上げられたのがごみ問題、それから地域包括ケア、それから地域づくりについてなんです。ごみ問題のときには担当課もそれなりに努力をされて、何かを具現化しようとしたのは見受けられましたけど、地域包括ケアも何をどうしていいかわからないという状況の中だったから、これは今からの具現化かなと思うんですが、まちづくりなんかの中で、何か余りその動きが見えない、いわゆる連携がとれていないというのは感じたんですが、町長はいかが感じていらっしゃいますでしょうか。

○議長（長野 正明） どなた。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） いろいろ細かいことを言って、どうだこうだと言われても、全部私が把握しているわけじゃないので、ちょっと答えにくいところもあるんですけど。

さっき言われた、ごみ問題ではよかったけど、あとのがまずかったとか、そういう話——ごみの問題は、もともとあれは練習だったんだから、本番じゃなかったんですよ、あれは。住民協議会をやる上で、これを練習して、次の本番に備えていこうということをやったんです。ですから、今までのやったことでいろいろそういううまくいっていないことはあったかもしれないけど、これから回数を重ねていけばだんだんよくなっていくのではないかなと思っています。反省するよう

なところはちゃんと反省して、やり直せばいいことでありますから、そんなふうに思っています。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 花等議員の御質問の中で、その後の地域包括ケアシステムがどう生かされたかということが見えないということでしたけども、発言の中でもありましたように、今から取り組んでいく、今取り組み始めていることですので、今後生かしてくるということになりますけれども。

今、住民協議会の中で出たことを幾らかでも生かしていることについては、例えば広報です。住民に対する地域包括ケアシステム、やってみて、もう全然知られていないというか、介護保険の改正について、地域包括ケアシステムについて知られていないということがありましたので、できるだけもっと知らせないといけないということで、今、毎月、クローズアップ福祉なり介護ということで、毎月ページを割いてお知らせしていくということを始めております。

それから、その後、ほかの課の連携ということで、実はこの住民協議会の中で地域づくりに関することが非常に出てきました。ということで、その後に地域づくりのことも協議しようということで、地域振興課と生涯学習課、3つの課で集まって、一応、包括ケアシステムについての説明とか、そういう形で会議をもっております。

それとあと、分館体操を今年度から始めておりますけれども、実は地域包括ケアシステムの御意見の中で一番意見が多かったのは、交流の場、そういう場が足りないというふうな御意見がたくさん出ております。そういうこともあって、分館、要は公民館に毎週集まっていたくという、健康体操ということで健康づくりが主ですけれども、そういう居場所づくりも含めて取り組んでいこうということで、進める中で、そういう視点も取り入れて進めるということで、今後はそういう形で、うちの課が進める事業の中に、出た御意見を取り入れるというか、そういう視点を持って取り組んでいくというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、地域振興課、矢野です。地域振興課としてちょっと一言答弁をさせていただきます。

第3回目の地域振興に関する住民協議会の中で、例えば先ほどありましたような介護であるとか、福祉であるとか、子育て、安心安全とか、農業問題についても、地域で地域づくりとして取り組もうというような課題が上がっています。

ですから、そういったものを考えますと、当然、地域づくりというのは地域振興課だけではないでなくて、全体で行う、これが地域づくりだというふうなことが改めて浮き彫りにされたというふうに考えておりますので、そういうところをほかの部署と連携して進めてまいりたいとい

うふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 住民協議会もそうですし、地域づくりもやはり住民との連携、それから課同士の連携がなければなかなか発展していくものではないと思いますので、そこは町長もいつも連携してやっていきなさいとおっしゃっていますが、なかなかそこが余りうまく、日ごろの業務が忙しいのでしょうか、進んでいないところもありますので、これからも連携をしっかりとやっていってほしいと思います。

それから、6番目の町長の真意はわかりました。これを読んだときは、議会がせんからこうしよるたいというふうに読まれないこともなかったんですが、私もそう思うんです。この住民協議会がやっているような仕事というのは、議会が当然やるべきでもあると思いますので、もし町長が本当にそう思っていらっしゃるのだったら、議会とやっていく方法もあるのかなというふうに考えているんです。言ったら、ことしは選出された人たちと構想日本のやり方の中で住民協議会が展開されてもいいと思うんですが、いつか議会と構想日本との連携の中でやるというのもおもしろいことかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それは検討していいですよ。議会の協力があれば、それはできると思いますので。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） これは私が思っていることで、あとまた議員とのそういうところの話し合いを進めた上で、そういうことができると、またいいものが生まれてくるのかなと思いますので。

それから、住民協議会の提言書、これは校区センター長には配布してありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 堀内係長。

○総務係長（堀内 智史） 総務課、堀内です。御質問にお答えします。

提言書については、担当課のほうに渡しているだけですので、そこから校区センターなりに行っているかまでは、私のほうではちょっと把握しておりません。

○議長（長野 正明） 関連して答弁はありますか。花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 連携というのはまさにそのところなんです。この提言書をみんなで共有しようと思うのであれば、当然、地域づくりの委員会の中におろしてくるべきだと思いますし、やっぱりそこら辺を意識して仕事をやるかやらないかというのは仕事の展開が変わってくると思いますので、これからは留意して行ってほしいと思います。

では次に、さくら市場のことについて質問をいたします。

さくら市場ができて5年になります。無から有をつくり出す、立ち上げの苦勞、商品集め、商品管理、販売場所の確保など、紆余曲折を経て今の形ができ上がってきています。販売員さんの頑張りもあり、さくら市場への出品の品数もふえております。高齢者の生きがいつくりとしても一役買っていることは大変喜ばしいことです。また、町の特産品をPRする場となり、テレビでも取り上げられて、大刀洗町の元気をアピールできています。

そこで、このさくら市場を持続可能な事業とするために次のことを質問します。

- 1、出品者の人数と年齢構成はどのようになっていますか。
- 2、売り上げは年々上昇していると聞いていますが、26年度の総売り上げは幾らでしたか。
- 3番、販売員さんの報酬や諸経費を含めた26年度の総経費は幾らかかりましたか。
- 4番、出品者会議が毎月開かれていると聞いておりますが、何人ぐらいの人が参加されて、どのようなことが議題になっておりますでしょうか。

次のNPOのことについては、1から4のことを踏まえた上でお聞きしたかったのですが、大項目の一括質問ということで質問をいたします。

24年度の決算審議会の中でもさくら市場のことが取り上げられ、さくら市場は自主運営を進め、自立した活動を検討する必要があるとの答弁があつておりますが、行政の支援なしには自主運営は難しいものと思います。そこで、人材を育て、行政が諸経費を委託金として負担するNPOにする運営は考えられないでしょうか。

以上をお尋ねして、第1回の質問といたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） これは担当のほうから答えさせます。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、花等議員の質問にお答えをいたします。

高齢者や生産者の生きがい対策を目的に行つたこの事業、ことして、言われるように、6年目になります。これまで子育て世代や高齢者を含む幅広い世代の出品があり、社会参画の機会を得られた方がふえたことは喜ばしいことだというふうに思っております。

まず、出品者の人数と年齢構成について答弁をいたします。平成22年開始当初、出品者の方は7名でありましたが、平成26年度末におきましては、出品者は78名、施設団体が4件となっております。

それから、年齢構成についてですが、20代から50代までが33名、それから60代、70代が37名、80代以上が8名参加されております。

次に、売り上げについてですが、平成26年度売り上げは約470万円でございます。経費

といたしましては、町からの支出が全部でありまして、約200万円。これはスタッフの方3名の人件費というふうに充てております。

また、出品者会議の参加者数と議題についてですが、担当部署と市場スタッフ、出品者の情報交換と交流を目的に月に1回程度、さくら市場交流会を開催をいたしております。交流会の参加者数は、おおむね毎回10名程度でありまして、内容は、出品者のニーズの確認や今後の活動についての検討を行うなど、出品者同士の交流を深めているというのが現状でございます。

最後に、NPO化についてでお尋ねでございますが、NPO化につきましては、さくら市場の今後の方向性につきまして未定でありますので、今後協議をしてみたいというふうに思っております。

このさくら市場が、もう6年前から始まったんですけども、3年間、緊急雇用対策事業で、これにつきましては、国の補助金で全て賄っているというような事業でございました。緊急雇用でございますから、一つの目的は、その3人の方の次の職場を探す期間の3年間という目的が一つと、また町長等の発案もありまして、高齢者の生きがいということを組み合わせてこの事業が始まったわけでございます。

現在は、福岡県の補助事業、2分の1補助ですけども、これを使いまして、高齢者の人材育成等々ということで今進めております。ことしが3年目で切れます。3年3年で6年で、花等議員御質問のように、今後はどうするかということですから、そういった事業が切れますので、いい機会ですから、今後いろんな角度からお話を聞いて、どういったふうにするかというのは、今後、今年中ぐらいには方向性を決めたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 総経費の中で、人件費が200万、これには車の対応ですとか油代とかいろいろあっているから、もっとあると思うんです。ここら辺の計算まではないにしても、もっとかかると思うんですが。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 言われるとおり、人件費が主に200万でございます、そのほかの経費につきましては、具体的に幾らというのはちょっと把握しておりませんが、470万円売り上げがあるうちの1割をもらっています。その中でいろんなほかの経費を払っているというふうにしておりますので、そういった状況でございます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、構成を聞きましたら、20代から50代の方が33名いらっしゃるということで、この人たちはもっと人材として育成というか、人材として育てていけば、こ



のさくら市場を運営される人材になっていかれるんじゃないかなという思いもしているんです。

だから、どうするかといったら、毎月の会議の中で、そういうことも含めたもの話し合いを進めて、33名全員が携わらなくてもいいと思いますが、この中の五、六人でも、そういう自主意識があればできることではないかと思います。

それで、総経費とかを聞いたのは、人件費200万とその他100万は要らないのかもしれませんが、そういうものを、NPO化されるのであれば、その委託金として行政が支払った上での当然経営になってくると思うんです。町が手を引いてしまってはとてもやっていける事業ではありません。NPOというのもすぐ簡単にできるものでもありませんから、高齢者の生きがい対策というのであれば、社協にそれを委託するという方法もあるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 社協とかという話が出ましたけども、先ほど冒頭に説明しましたように、そういった方向、社協にするんじゃないですよ、そういった方向、いろんな角度からそういう、どういったふうにしたらそういった目的に合うような方向になるかということを検討していきたいというふうに思っています。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） さくら市場の性格上、固定の販売所をつくって売れるものでもないような気もいたしますし、大刀洗町には道の駅がないから、道の駅をつくってくれという希望があることもわかりますけれども、なかなか一朝一夕にできるものではありませんので、さくら市場を生かした運営ができるやり方というのをしっかり考えていってほしいと思います。

行政がしないとやった時点で、さくら市場が潰れるようでは、せっかく今まで積み重ねてきたことも実りませんので、ここら辺はしっかり考えていただいて、さくら市場が自立できる方策としてやっていってほしいなと思います。

じっくり質問をしろと言われておりますが、以上で終わりたいと思います。あとは、どういふふうに進んでいくか、私たちも見届けたいと思いますし、協力できるところは協力していきたいと思いますので、互いに頑張ってまいりましょう。

○議長（長野 正明） これで花等議員の一般質問を終わります。

安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 林議員から質問がありました職員の定数の件です。

あれは変更しないままでずっときているんですけども、例えば保育所の職員の数も入っていたし、それから給食調理員の数も入っていましたので、だから今減っているからもっとふやさないかんじゃないかというふうな指摘があったんですけど、そういうところがありますので、定数

をまた見直して決めたいと思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） それでは、今の町長の答弁について、林議員のほうからございませんか。

（発言する者あり）先ほどの最初のあれでは見直さないというたしか答弁だったと思う。今見直すというふうになりましたので、よろしいですか。林議員。

○議員（6番 林 威範） 定数は見直すけれども、中途採用は考えずに、その条例だけ見直すということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

---

○議長（長野 正明） それでは、以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時53分

---